

【資料編】

1	高齢者保健福祉計画取組(事業)一覧	151
2	高齢者保健福祉計画目標値一覧	160
3	第9期群馬県高齢者保健福祉計画の策定のための県民意識調査	162
4	群馬県高齢介護施策推進協議会の設置及び運営に関する要綱	209

高齢者保健福祉計画主要取組(事業)一覧

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室 (令和5年度)
1	第1章 地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）	1 地域における支え合いの推進		市町村や社会福祉協議会における高齢者の居場所づくり（ふれあい・いきいきサロン等）や見守りネットワークの構築を支援します。	59	健康福祉課地域福祉推進室
2				在宅の高齢者を対象に自宅訪問をし、安否確認や話し相手となる活動（友愛訪問活動）等地域支え合い活動を行っている老人クラブの活動を支援します。	59	介護高齢課
3				民間事業者・団体と協定を締結し、地域住民の異変に気づいた場合、市町村へ連絡する地域見守り活動に取り組みます。	59	健康福祉課地域福祉推進室
4				地域の支え合いの担い手である民生委員の活動を支援するとともに、民生委員の資質に取り組みます。	59	健康福祉課地域福祉推進室
5				各地域の実情に応じた多様な担い手による多様なサービス提供等が行えるよう、庁内の産業や交通などの関係部局と情報共有を図るとともに、市町村に対し、先進事例等の情報提供を研修等を通じて行うことにより、生活支援体制整備に向けた取組を支援します。	59	健康長寿社会づくり推進課
6				社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団、生活支援活動に取り組むNPO関係者等との協力により、引き続き生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの養成に取り組みます。	59	健康長寿社会づくり推進課
7				生活支援コーディネーターの情報交換会等を通じたネットワークづくりを進め、好事例の横展開を図ります。	59	健康長寿社会づくり推進課
8				地域拠点である居場所、通いの場、買い物支援体制の立ち上げ等、日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村等を支援します。	59	健康長寿社会づくり推進課
9		2 地域包括支援センター等の機能強化		地域包括支援センターの職員に対して、業務に必要な専門的知識や技術の習得、情報共有のあり方等の研修を実施し、相談機能強化に向けた資質の向上に努めます。	60	健康長寿社会づくり推進課
10				地域包括支援センターの十分な活用が図られるよう、地域包括支援センターの存在・役割について改めて周知を図ります。	60	健康長寿社会づくり推進課
11				地域ケア会議の構成員となる医療職、介護職、リハビリテーション専門職等の職能団体と協力し、多職種を対象とした地域包括ケアシステムの構築に係る研修会を支援します。	60	健康長寿社会づくり推進課
12		3 家族への支援の充実		小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護について、導入の進んでいない市町村の整備を支援します。	60	介護高齢課
13				市町村での地域支援事業「家族介護支援事業（任意事業）」の実施による高齢者を介護する家族の負担軽減を図る取組を支援します。	61	健康長寿社会づくり推進課
14				レスパイトケアを推奨し、高齢者を介護する家族への支援を促進します。	61	介護高齢課
15				ダブルケア等に関する相談窓口の充実を支援します。	61	健康長寿社会づくり推進課
16				「在宅要援護者総合支援事業」（介護慰労金支給事業）により、市町村での取組を支援します。	61	介護高齢課
17		4 在宅医療と介護の連携		退院の際に入院医療機関と在宅療養を担う関係機関が適切に情報共有を行えるよう、関係者相互の連携を推進するための研修等を支援します。	61	健康長寿社会づくり推進課
18				退院調整ルール運用とその運用状況の確認を定期的に行い、地域における病院と介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携体制を推進します。	61	健康長寿社会づくり推進課
19				在宅医療に移行する患者・家族が、退院後も安心して地域で療養できるよう、啓発パンフレットの作成・周知や講演会の開催など、在宅医療・介護に係る普及啓発に取り組みます。	61	健康長寿社会づくり推進課
20				在宅療養者が訪問診療や訪問看護などを県内どの地域においても安心して受けられるよう、訪問診療の実施体制の充実や訪問看護ステーションの機能強化など、地域の実情に応じた在宅医療の基盤整備を進めます。	62	健康長寿社会づくり推進課
21				地域における在宅医療・介護に係るネットワークの形成をより一層進めるとともに、地域連携クリティカルパス等の普及促進を図るなど、多職種による連携を推進します。さらに、情報通信機器の活用や医療・介護情報基盤の整備により、在宅医療・介護従事者の連携を推進します。	62	健康長寿社会づくり推進課

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
22				在宅医療・介護に係る県民向け講演など、患者・家族に対する普及啓発やかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局及び訪問看護の普及に取り組みます。	62	健康長寿社会づくり推進課
23				訪問歯科診療の充実に向けた取組とともに、訪問歯科診療や訪問口腔衛生指導の利用促進に向け、介護従事者も含め、普及啓発に取り組みます。	62	健康長寿社会づくり推進課
24				服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、多職種との連携、夜間・休日を含む急変時の対応など、訪問薬剤管理指導を効果的に行うため、健康サポート薬局の推進と合わせて、かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進、さらに地域連携薬局の推進に取り組みます。	62	健康長寿社会づくり推進課 薬務課
25				訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導の充実に向けた取組とともに、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導の利用促進に向けた普及啓発に取り組みます。	62	健康長寿社会づくり推進課
26				在宅療養者の急変時に、往診や必要に応じた受入れができるよう、在宅医療に係る関係機関と入院医療機関の連携を推進し、24時間対応可能な連携体制や、病状急変時の円滑な受入れ体制の構築に取り組みます。	63	健康長寿社会づくり推進課
27				在宅や介護施設での看取りに対応できる医師、訪問看護師等の人材育成を推進するとともに、介護関係者を含む関係者相互の連携体制の具体的な構築を図ります。	63	健康長寿社会づくり推進課
28				人生の最終段階における医療のあり方について、A C P (アドバンス・ケア・プランニング) の概念を踏まえ、医療・介護関係者向けの研修や県民向けの普及啓発に取り組みます。	63	健康長寿社会づくり推進課
29				在宅医療の推進及び、在宅医療・介護連携推進事業の取組支援に向けて、関係機関により構成する作業部会を設置・運営し、必要な施策について具体的な検討を進めます。	63	健康長寿社会づくり推進課
30				在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施のため、都市医師会、県医師会等の関係機関と連携して市町村の取組を具体的・個別的に支援します。	63	健康長寿社会づくり推進課
31				災害時の支援体制構築に向けて、地域における平時からの医療・介護連携に関する取組や、業務継続計画（B C P）の策定を支援します。	63	介護高齢課
32				多様な県民のニーズに応じた、包括的な支援体制づくりのための事業を進めます。	63	健康長寿社会づくり推進課
33	5 高齢者の権利擁護			市町村の高齢者虐待対応担当者の資質向上のための研修を実施します。	64	健康長寿社会づくり推進課
34				市町村に対し専門的な助言や指導を行うとともに、処遇困難事例等に対して専門職の派遣を行う弁護士、司法書士及び社会福祉士からなる「高齢者虐待対応専門職チーム」を活用し、高齢者虐待の適切な対応を行います。	64	健康長寿社会づくり推進課
35				介護施設職員に対する権利擁護推進員養成研修及び看護職員研修を実施し、施設における虐待防止を推進します。	64	健康長寿社会づくり推進課
36				介護施設等職員に対して身体拘束廃止に向けた取組の推進を図るための研修会やシンポジウムを実施します。	64	健康長寿社会づくり推進課
37				介護サービス事業者に対しては、実地指導等の機会に虐待防止に係る事業所の取組を確認し、促進するとともに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の職員に対しては、虐待防止の専門家を派遣して研修等を実施し、入居者の権利擁護やサービスの質の確保に努めます。	64	介護高齢課
38				成年後見制度の利用を必要とする方が適切に利用できるよう、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、市民後見人等、後見人となる人材の育成に取り組みます。	64	健康福祉課地域福祉推進室
39				社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」や法人後見の取組を支援します。	64	健康福祉課地域福祉推進室
40	6 地域包括ケアシステムへの県民理解			子どもから高齢者まで幅広い世代が、「地域包括ケア」を身近に感じ、その必要性を正しく理解してもらうため、機会を捉えて広報・啓発活動を行います。	65	健康長寿社会づくり推進課
41				事業者や団体、地域住民等が取り組む、地域包括ケアシステム構築に関する研修や学習会等を支援します。	65	健康長寿社会づくり推進課
42				介護保険制度全般や介護保険の状況についての学びに資するため、パンフレット「ぐんまの介護保険」を隨時更新し、県ホームページに掲載します。	65	介護高齢課
43				介護サービスを利用したいときなど、まずどこに相談すればよいかななどについて外国語にも対応したわかりやすい新たなパンフレットを作成し、県ホームページに掲載します。	65	介護高齢課
44				県民からの要望に応じて、パンフレット「ぐんまの介護保険」等を活用し、相談先や介護保険制度、介護保険の状況等に関する出前講座を行います。	65	介護高齢課

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
45				施設等が地域福祉の中心的役割を担うよう、地域住民やボランティア等との連携や協力、設備を活用した世代間交流や地域行事への参加など地域との積極的な交流を促します。	65	介護高齢課
46		7 包括的支援体制の構築		複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等について、市町村を支援するとともに、広域的な支援体制の整備を進めます。	66	健康福祉課地域福祉推進室
47				「地域包括ケアシステム」をさらに進め、住民一人ひとりが役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティの育成や、公的サービスと協働して助け合い、暮らすことでのできる仕組みづくりを市町村等と連携して推進します。	66	健康長寿社会づくり推進課
48				高齢の要介護の親と中高年のひきこもりの子が同居する生活困窮世帯への支援や障害のある方の親の高齢化に伴う支援、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)への支援など、複合化・複雑化した課題に対応する包括的な支援体制の構築が進むよう、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談）や本人・世帯の状態に合わせ社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）を行なう市町村を支援します。	66	健康福祉課地域福祉推進室 健康長寿社会づくり推進課
49		8 元気高齢者の社会参加への支援		公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団と連携しながら、そのノウハウを活用し、元気高齢者が手軽にかつ気軽に取り組める社会参加活動を支援する体制を整えるなどにより、元気高齢者が自主的かつ継続的に地域の支え手として活躍できる仕組みをつくります。	68	介護高齢課
50				高齢者の積極的な外出を促し、地域とのつながりの強化や健康維持を図るため、65歳以上の高齢者を対象に、協賛店で優待サービスを受けられる「ぐんまちよい得シニアパスポート事業」の普及・拡大を図ります。また、利便性を向上し、効果的に推進するため、ポイント付与等が可能なデジタル版を導入します。	68	介護高齢課
51				eスポーツやオンライン講座等に慣れ親しみ、積極的に参加するための取組を支援することで高齢者の社会参加の促進や、生活の質の向上を図ります。特に、男性高齢者の外出する機会等の創出を図り、社会参加を支援します。	68	介護高齢課 eスポーツ・クリエティヴ推進課
52				地域の支え手として実際に社会参加ができるよう、ボランティア養成講座やボランティア活動等に役立つ実用的な講座を開催するとともに、修了者を地域の社会参加活動が可能な場に繋ぐなどの支援を行います。	68	介護高齢課
53				老人クラブのほか、子育てや高齢者支援のボランティアなど、高齢者が活躍できる場の充実を図ります。	68	介護高齢課
54				老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び一般財団法人群馬県老人クラブ連合会は、高齢者の福祉を増進するための幅広い活動に取り組み、地域共生社会づくりの担い手の一つとしてその活動や役割が期待されているため、それぞれが行なう生きがいづくりや健康づくり、地域づくり等の活動が主体的に取り組まれるよう支援を行います。	68	介護高齢課
55				就業機会の拡充や再就職のための職業紹介、シルバーリースセンターでの就業や地域活動など多様化するニーズに対応した相談・情報提供等を行なうことで、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かして働くことができるよう支援します。	68	地域企業支援課 労働政策課
56				公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団を通じ、「ぐんまねんりんピック」の開催や全国健康福祉祭への選手団の派遣等を行い、高齢者の生きがいと健康づくりに関する各種事業を推進します。	68	介護高齢課
57	第2章 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	1 介護予防・フレイル予防の推進		市町村が行なうフレイル予防推進リーダーの養成や、住民主体の通いの場のフレイル予防の取組充実に向け、関係機関と連携し、標準教材や動画の提供などにより支援します。	70	健康長寿社会づくり推進課
58				市町村において介護予防に取り組む関係者や通いの場の参加者等を対象とした情報交換の場を設け、好事例の横展開を図るとともに取組の充実を支援します。	70	健康長寿社会づくり推進課
59				リハビリテーション等の専門職が通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に積極的に関与し、効果的な助言が行えるよう市町村職員等との意見交換の場を設けます。	70	健康長寿社会づくり推進課
60				高齢者の歯科口腔機能の維持向上や運動器の機能向上等の介護予防推進のために、関係団体等の取組を支援します。	70	健康長寿社会づくり推進課
61				老人クラブにおける健康づくりや介護予防への取組を支援します。	70	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
62		2 地域リハビリテーションの推進		群馬県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの活動の充実を図るとともに、広く活動を周知し、地域リハビリテーションの更なる広がりを推進します。	71	健康長寿社会づくり推進課
63				地域リハビリテーション広域支援センターが、リハビリテーション専門職の立場から、介護予防・フレイル予防事業や地域ケア会議に参画できるよう、地域リハビリテーション広域支援センターの機能強化を図るとともに、市町村との連携を推進します。	71	健康長寿社会づくり推進課
64				リハビリテーションに携わる保健・医療・福祉・介護等の多職種による連携を推進するため、関係機関・団体に対し、地域リハビリテーションの重要性を周知し、積極的な関与を促すとともに、「群馬県地域リハビリテーション協議会」、各地域で行なう「地域リハビリテーション推進協議会」等を通じて、分野の垣根を越えた関係機関のつながりを支援します。	71	健康長寿社会づくり推進課
65				地域リハビリテーションの持続的な拡大のため、群馬県地域リハビリテーション支援センターやリハビリテーション職能団体等と連携し、担い手となる地域リハビリテーション専門職の人材育成を支援します。	72	健康長寿社会づくり推進課

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
66	3 自立支援に資する地域ケア個別会議の推進			市町村において効果的な「自立支援に資する地域ケア個別会議」が実施できるよう、市町村等職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等を対象とした研修会を開催します。	72	健康長寿社会づくり推進課
67				市町村が行う地域ケア個別会議が地域の実情に応じた円滑な開催・運営となるようアドバイザー派遣による伴走支援を行います。	72	健康長寿社会づくり推進課
68				地域ケア個別会議に参加する専門職に対し、介護予防の考え方や会議の意義についての理解を深めてもらうため、関係団体と協力のうえ研修を開催します。	72	健康長寿社会づくり推進課
69	4 高齢者の保健事業と介護予防の一的な実施			広域連合、関係部局が連携し、市町村の課題解決に向けた助言および支援を行います。	73	国保援護課
70				広域連合や県国民健康保険団体連合会とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行い、課題解決に向けた支援を行います。	73	国保援護課
71	5 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の推進		(1) 都道府県分 評価指標項目と関連する各種取組について、評価結果を踏まえ市町村等と連携して実施の検討を行います。		74	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
72				(2) 市町村分 評価指標項目と関連する市町村の各種取組について、得点率の向上が図られるよう交付金の有効活用等を踏まえた助言等を行います。	74	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
73			(2) 市町村分 市町村が適切に評価を行えるよう、必要な情報提供を行います。		74	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
74			(2) 市町村分 評価結果等により市町村の支援ニーズを把握し、好事例の提供や助言等を行うことで、市町村における課題分析及び自立支援・重度化防止の取組等を支援します。		74	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
75	第3章 共生社会の実現に向けた認知症施策の推進		1 認知症への理解を深めるための普及啓発	県や市町村が実施する普及啓発活動や研修会、交流の場等において「ぐんま希望大使」と協力し、本人発信による普及啓発を推進します。	75	健康長寿社会づくり推進課
76				認知症の理解促進に向け、動画配信やラジオ放送などあらゆる機会を捉えた広報活動を行います。	75	健康長寿社会づくり推進課
77				認知症アンバサダー（大使）を設置し、幅広い世代に対する普及啓発活動を行います。	75	健康長寿社会づくり推進課
78				認知症サポートー養成講座の講師役や地域でのリーダー的な役割を担う、キャラバン・メイトの養成研修会を開催します。	75	健康長寿社会づくり推進課
79				認知症サポートーを養成する市町村の取組を支援するとともに、学校や企業でも認知症サポートー養成講座を開催できるよう、関係部局と連携し拡大促進します。	75	健康長寿社会づくり推進課
80	2 認知症バリアフリーの推進			県内の認知症施策に関わる保健・医療・介護・福祉等の関係者からなる「群馬県認知症施策推進会議」を開催し、総合的な施策推進を図ります。	76	健康長寿社会づくり推進課
81				警察と協力し、認知症高齢者等SOSネットワークの取組を推進し、行方不明者の早期発見や身元不明者の早期の身元判明に努めます。	76	健康長寿社会づくり推進課
82				認知症の人やその家族を支援する「チームオレンジ」による見守り支援など、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの取組を推進します。	76	健康長寿社会づくり推進課
83	3 認知症の人の社会参加の促進・若年性認知症の人への支援		認知症の人が自身の思いや希望、必要としていることを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を普及するため、市町村に対し開催事例の共有や認知症疾患医療センターと連携した開催支援等を行います。		77	健康長寿社会づくり推進課
84				チームオレンジの活動内容は支援ニーズや地域資源などに応じて多種多様であるため、アドバイザー派遣や情報交換の場の設定等により好事例の横展開を図ります。	77	健康長寿社会づくり推進課
85			認知症カフェなどの交流の場で本人が役割を持てるよう支援するほか、チームオレンジ等のチーム員としての参加や本人ミーティングへの参加などを推進します。		77	健康長寿社会づくり推進課
86				若年性認知症の人や家族に対する相談窓口となり、医療、介護、福祉、就労等の各分野の関係機関をつなぐ、若年性認知症支援コーディネーターの活動を支援します。	77	健康長寿社会づくり推進課
87			若年性認知症の人や家族に対する支援に関わる関係機関によるネットワーク会議により、事例検討などを通じて共通認識を深めるとともに連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、若年性認知症コーディネーター等の支援者の資質向上を図ります。		77	健康長寿社会づくり推進課
88				若年性認知症の人の就労支援に向け、治療と仕事の両立支援に携わる関係者と情報共有を図ります。	77	健康長寿社会づくり推進課

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
89	4 認知症の人の意思決定支援・権利利益の保護			地域の支援者への研修において「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及啓発を図ります。	78	健康長寿社会づくり推進課
90				認知症に関する諸問題（交通安全の確保、消費者被害の防止等）について、関係各機関と連携を図ります。	78	健康長寿社会づくり推進課
91		5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備		認知症疾患医療センターにおいて、医療・介護の関係者や住民を対象とした研修や講演会を開催し、地域の連携体制を強化します。	78	健康長寿社会づくり推進課
92				医師会との協力により、かかりつけ医を支援し、専門医療機関や地域包括支援センター等と連携を図る役割を担う認知症サポート医の養成を促進します。	78	健康長寿社会づくり推進課
93				関係機関との協力により、かかりつけ医や医療関係者を対象とした認知症への対応力を高めるための研修会を開催します。	78	健康長寿社会づくり推進課
94				良質な介護を担う人材を確保するため、介護職員に対し認知症介護指導者養成研修等の研修を行います。	78	健康福祉課福祉人材確保対策室
95		6 認知症に関する相談体制の整備		地域の中で、認知症の人の症状に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、相談先や受診先を整理した「認知症ケアパス」の作成や点検、普及について、市町村を支援します。	79	健康長寿社会づくり推進課
96				本人や家族等が認知症に関する介護や生活について気軽に相談できるようにするために、認知症介護の経験者等が対応する認知症の人と家族のための電話相談を設置します。	79	健康長寿社会づくり推進課
97				認知症疾患医療センター、若年性認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター及び家族会と連携し、意見交換等による相談対応のスキルアップを目指します。	79	健康長寿社会づくり推進課
98	第4章 多様な福祉・介護サービス基盤の整備	7 認知症の予防を含めた「備え」としての取組の推進		認知機能低下の予防に繋がる可能性が高い、運動、口腔機能向上、栄養改善、社会交流、趣味活動等日常生活による取組が地域の実情に応じて行われるよう市町村を支援します。	80	健康長寿社会づくり推進課
99				市町村において取り組んでいる「認知症初期集中支援チーム」のチーム員等の知識や技術の向上に向け、研修会への派遣を通じた支援を行います。	80	健康長寿社会づくり推進課
100				認知症になっても自分らしい暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期受診に向け、動画配信や各種媒体を活用した普及啓発を行います。	80	健康長寿社会づくり推進課
101		2 介護保険サービスの整備計画	(2) 施設における生活環境の改善・安全性の確保	ユニット型施設においては、施設の特性を十分に生かしながら、入所者一人ひとりの状態に合わせたサービスを提供できるよう、「ユニットケア」の理解促進に努めます。	99	介護高齢課
102				多床室では、ベッドとベッドの間に間仕切りを設けるなど、入所者のプライバシーにも十分配慮した設備の普及を図ります。	99	介護高齢課
103				消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置等に対する指導・支援を行います。	99	介護高齢課
104		3 介護サービスの質の確保	(1) 介護サービス情報の公表等	「介護サービス情報の公表制度」の各項目について、定期的な調査により、正確な情報提供に努めます。	99	介護高齢課
105				公表された介護サービス情報が県民に活用されるよう県ホームページや市町村・関係機関を通じて、公表制度の周知に努めます。	99	介護高齢課
106			(2) 事業者への指導	介護サービス事業者の適切な指定や指定の更新を行います。	99	介護高齢課
107			介護サービス事業者に対し定期的な実地指導を行い、基準が遵守されているか確認するとともに、不適正な請求の防止とサービスの質の向上を目的とする指導を行います。また、増加傾向にある高齢者向け住宅併設の居宅サービス事業所等に対して重点的に実地指導を実施し、適正な運営について指導を行います。	99	介護高齢課監査指導課	
108			介護サービス事業者に対する集団指導については、事業者の負担も考慮し、動画配信などにより実施します。実施に当たっては、ポイントを絞って効率的・効果的な指導を行うほか、中核市や市町村との連携に努めます。	100	介護高齢課監査指導課	
109			介護サービス事業者に対し、従業者による高齢者の虐待を防止するための体制整備や虐待の早期発見、適切な初動対応が行われるよう指導、啓発を行います。また、万一、虐待が発生した場合は、市町村と連携して迅速に被害高齢者の安全確保を最優先に考え、適切な対策を講じます。	100	介護高齢課監査指導課	
110			介護サービス事業者に対し、福祉サービス第三者評価について周知するとともに、受審を促進します。	100	健康福祉課地域福祉推進室	
111			中核市や他の市町村が行う事業者への指導等について、助言や実地指導への同行などの支援を行います。	100	監査指導課	

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
112			(3) 介護職員等によるたんの吸引等の適正な実施	法令等に基づき、たんの吸引等の研修を受けた介護職員等への認定証の交付、事業者の登録、研修機関の登録を行います。	100	健康福祉課福祉人材確保対策室
113		4 高齢者の住まいの確保と住環境整備	(1) 有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く)	群馬県有料老人ホーム等設置運営指導指針に基づいて設置・運営が行われるよう有料老人ホームの設置に係る情報について、市町村との情報共有及び連携を強化し、適切な指導に努めます。	101	介護高齢課
114				施設運営事業者や職員に対する研修等を行うとともに、定期的な訪問調査や、必要に応じて施設に対する立入検査等を行い、サービスの質の向上に取り組みます。	101	介護高齢課
115				入居者の福祉の向上を図るため、未届施設に対する実態把握及び届出指導に努めます。	101	介護高齢課
116				平成27年(2015)4月から施行された改正後の消防法施行令等に基づき、スプリンクラーの設置などを働きかけます。	101	介護高齢課
117			(2) サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く)	施設運営事業者に対する研修等を行うとともに、法令や群馬県運営指導指針・設計指針に基づく指導及び施設に対する立入検査等を行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上に取り組みます。	101	介護高齢課
118			(3) 多様な住まいの確保	高齢者向け、高齢者同居世帯向けの公営住宅の供給を促進し、公営住宅の既存ストックや県営住宅用地を活用した高齢者居宅生活支援施設等の併設を検討します。	102	住宅政策課
119				公営住宅に加え、民間賃貸住宅への入居促進による重層的な住宅セーフティネットを強化します。	102	住宅政策課
120				スマートウェルネス住宅等推進事業による住まいづくり・まちづくりの取組を支援します。	102	住宅政策課
121				群馬県空き家利活用等推進協議会との連携により、一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」を活用して、生活支援サービスが充実している地域など高齢者が希望する住まいへの住み替えや子世帯との同居・近居を支援します。	102	住宅政策課
122				県営住宅に入居している高齢単身者世帯を中心に、保健師等の個別訪問による健康相談や安否確認を目的とした見守りサービスの実施を推進します。	102	住宅政策課
123				群馬県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度(不動産担保型生活資金)等を周知し、リバースモーゲージ制度の活用の推進を図ります。	102	住宅政策課
124				住宅確保が困難な方のために地域特性に応じた居住支援体制を確立して居住の安定確保を推進します。	102	住宅政策課
125			(4) 住宅のバリアフリー化	高齢者が安全に、安心して暮らせる住まいの確保のため、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	102	住宅政策課
126			(5) 住宅に関する相談・情報提供	群馬県住宅供給公社内の「ぐんま住まいの相談センター」において、高齢者の住まいに関する情報提供を行うとともに、住宅に関する様々な相談に応じ、高齢者の居住の安定確保を支援します。	103	住宅政策課
127				高齢者の居住安定確保のため、群馬県居住支援協議会による群馬あんしん賃貸ネットやセーフティーネット住宅情報提供システムにおいて、高齢者でも入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。	103	住宅政策課
128				保証人不要の民間賃貸住宅の普及を図るため、不動産団体等への保証会社利用促進の依頼を行います。	103	住宅政策課
129				万が一の場合に身元引受けを行っているNPO団体等の発掘、紹介を行います。	103	住宅政策課
130		5 養護老人ホーム・軽費老人ホームの整備		入所対象となる高齢者の把握と措置が円滑に行われるよう、養護老人ホームのあり方について市町村と協議を進めます。	103	介護高齢課
131				養護老人ホームにおいて定員を下回る施設については、居住に課題を抱える者の契約入所の検討を促します。	103	介護高齢課
132				養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員については、現状維持を基本としつつ、過疎化が深刻な一部地域における高齢者の住まいや雇用確保の観点での取組を支援するため、必要に応じて弾力的な対応を行います。	103	介護高齢課
133				養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて、可能な限り長寿寿命化を図る前提のもと、老朽化施設の大規模修繕等の支援を行います。	104	介護高齢課

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
134	6 低所得高齢者対策の推進			介護保険サービスに関して、社会福祉法人等が行う生計困難者に対する利用者負担額の軽減等の各種軽減措置に対し、市町村が行う助成等を支援します。	104	介護高齢課
135				低所得者の入所を支援するため、経済的な理由等で在宅生活が困難な高齢者の受入先である軽費老人ホームに対し、利用料補助を行います。	104	介護高齢課
136				高齢者の居住安定確保のため、群馬県居住支援協議会による群馬あんしん賃貸ネットやセーフティーネット住宅情報提供システムにおいて、高齢者でも入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。	104	住宅政策課
137		7 介護給付費の適正化		県内保険者における介護給付適正化事業の実施状況を毎年調査し、現状把握に努めるとともに、適宜個別にヒアリング等を行うことにより、県内の介護給付等の傾向や地域差のほか、適正化事業推進の阻害要因等の分析を行い、適宜、保険者に情報提供を行います。	106	介護高齢課
138				効率的・効果的な実践事例等の共有や、国の指針を踏まえた各事業の具体的な実施方法、具体的な効果の把握方法等の保険者への適切な情報提供及び情報交換を行うため、適正化担当者会議を開催します。	106	介護高齢課
139				要介護認定適正化に資するため、オンライン等を活用しながら、適切に認定調査員等に対する研修会を実施します。	106	介護高齢課
140				比較的実施率が低調であるケアプラン点検の実施を支援するため、市町村に専門職（主任介護支援専門員等）を派遣し、点検実施の際に同席して助言等を行うほか、ケアプランの見方等に関する初任者向けの研修会を実施します。	107	介護高齢課
141				県国民健康保険団体連合会と連携し、国保連合会介護給付適正化システムの操作方法や提供情報の活用方法についての研修会や情報交換会を実施します。	107	介護高齢課
142				県国民健康保険団体連合会を支援することにより、保険者が実施する「医療情報との突合」及び「縦覧点検」への助言等を行います。	107	介護高齢課
143				県及び市町村の適正化事業推進部門と県及び市町村の指導監督部門で情報を共有するなどにより、積極的に連携を図ります。	107	介護高齢課
144				指導監督の一環として行われる介護サービス事業者への集団指導等の機会を活用して、介護給付の適正化に向けた指導、啓発を行います。	107	介護高齢課
145				県内保険者の介護給付適正化事業等の実施状況等について、県ホームページで公表します。	107	介護高齢課
146	第5章 災害及び感染症対策に係る体制整備	1 災害に係る体制整備		災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、条例等で業務継続計画が義務づけられている全ての介護サービス事業所等に対して、策定した業務継続計画の隨時の見直しや同計画に基づく訓練の実施等を促します。	109	介護高齢課
147				国と連携のうえ、国の介護サービス情報等公表システムを活用して、災害発生時の介護サービス事業者等における被害状況を速やかに把握し、必要な支援等につなげます。	109	介護高齢課
148				介護サービス事業者等に対して、災害発生時の訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うよう支援します。	109	介護高齢課
149				災害時に自ら避難することが難しいひとり暮らしの高齢者や要介護者等（避難行動要支援者）について、一人ひとりの状況に合わせてどのような避難行動を取るべきかを記した「要配慮者個別支援計画」を作成するため、市町村に対して必要な支援を行います。	109	健康福祉課地域福祉推進室
150				災害発生時の福祉的ニーズに迅速に対応できるよう、平時から災害発生時の福祉的支援について協議する「群馬県災害福祉支援ネットワーク」を運営します。	109	健康福祉課地域福祉推進室
151				同ネットワークでは、災害発生時に福祉施設間で利用者の相互受け入れや人的・物的支援を行うとともに、福祉の専門職チームである群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）を避難所へ派遣します。	109	健康福祉課地域福祉推進室
152				災害発生時に、介護サービス事業者等が利用者に支援を実施するとともに、施設が福祉避難所として機能するよう、市町村と連携して取組を促進します。	109	健康福祉課地域福祉推進室 介護高齢課
153				施設の建築計画に関して、建設地が土砂災害や浸水被害の指定区域外となっているか、非常用自家発電設備を計画しているなどを確認し、介護サービス事業者に対して、災害発生時の入居者の安全確保に取り組むよう促します。	109	介護高齢課
154				災害による断水・停電においても、介護サービス事業所等の機能を維持するための水や電力の確保を自力ができるよう、給水設備や非常用自家発電設備等の整備、また水害発生時に備え、利用者が円滑・安全に避難できるような改修等を支援します。	109	介護高齢課
155				災害によるブロック塀の倒壊事故などを防ぐため、介護サービス事業所等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進します。	109	介護高齢課
156				浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、都市計画法に基づく災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する介護サービス事業所等の移転改築整備を支援します。	109	介護高齢課

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)	
157	2 感染症対策に係る体制整備			感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、条例等で業務継続計画の策定が義務づけられている全ての介護サービス事業所等に対して、策定した業務継続計画の随時の見直しや同計画に基づく訓練の実施等を促します。	110	介護高齢課	
158				介護サービス事業者等における感染症の発症予防やまん延防止に繋がるよう、県等は最新の医学的知見等を踏まえた感染症に係る情報等を適切に提供します。	110	介護高齢課	
159				介護サービス事業者等の職員が感染症に対する十分な理解や最新の知見を有した上で、業務に取り組むことができるよう、感染症に関する研修の充実等を図ります。	110	介護高齢課	
160				医療と介護の連携の観点から、群馬県医師会、都市医師会、地域の感染症指定医療機関等の関係機関との一層の連携を図り、平時から介護サービス事業者等が専門家から施設におけるゾーニング等の感染対策の助言を受けることができる体制を整備します。	110	介護高齢課	
161				介護サービス事業者等に対して、感染拡大防止策の職員への研修、感染症発生時に備えた委員会設置や指針の整備など平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保が適切に行われるよう支援します。特に、年度初めにおいて、感染症にかかる知識が十分でない新規採用職員や転入職員に対し、適切な研修機会が速やかに設けられるよう促進します。	110	介護高齢課	
162				群馬県感染症対策連携協議会を通じ、平時から、保健所や医療機関等の関係者と情報共有や連携を図るなど、感染症発生時における支援体制の整備を進めます。	111	感染症・がん疾病対策課	
163				介護サービス事業者等に対して、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に取り組むよう促します。併せて、県として、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を必要量調達する「流通備蓄」に取り組みます。	111	介護高齢課	
164				施設等において、職員を含む集団感染が発生した場合に、職員の不足による施設利用者の療養環境の悪化を防止するため、ゾーニング等の感染対策の助言等の必要な支援を行うとともに、協力医療機関や利用者のかかりつけ医、医師会等と連携し、早期に医療介入できるICMAT等の体制を確保します。	111	感染症・がん疾病対策課	
165				自然災害発生時に避難所等において、感染対策に当たる専門家チーム派遣等の所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努めます。	111	感染症・がん疾病対策課	
166				感染症のまん延時において、十分な感染対策の下での医師の診療を可能とするため、遠隔医療の普及促進に向けた取組を検討します。	111	健康長寿社会づくり推進課	
167	第6章 地域包括ケアシステムを支える人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進		2 介護人材の確保と資質の向上	(1) 介護人材確保対策 ①参入促進	介護人材確保対策会議の開催などを通じて、市町村、関係団体及び関係機関と情報を共有し、緊密に連携しながら、総合的な介護人材確保対策を検討・推進します。	113	健康福祉課福祉人材確保対策室
168				介護への意欲と適性、能力を持った人材が安定的に入職するよう、介護福祉士修学資金等の貸付を実施し、入職希望者を支援します。	113	健康福祉課福祉人材確保対策室	
169				関係団体と連携し、介護の魅力ややりがい、重要性を広く発信し、介護職に対する正しい理解とイメージアップに取り組み、若者や他業種からの入職希望者の拡大を図ります。	113	健康福祉課福祉人材確保対策室	
170				外国人介護人材の受け入れ制度や事例を紹介するセミナーや人材のマッチング支援事業を通じて外国人介護人材を受け入れる介護サービス事業者を支援し、外国人材の参入を促進します。	113	健康福祉課福祉人材確保対策室	
171				市町村と連携し、介護未経験者等向けの入門的研修の実施や介護職員初任者研修の受講者への受講料補助等に取り組み、受講者の増加を図ります。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室	
172				関係団体等が独自に実施する介護への理解促進のための研修や介護助手を養成する取組を支援します。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室	
173				介護サービス事業者の職場環境の改善や人材育成を促進する「ぐんま介護人材育成制度」、雇用管理等に関する課題解決のための専門家派遣を実施し、介護サービス事業者が行う働きやすい職場環境づくりのための取組を支援します。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室	
174				ハラスマントに関するセミナーの開催等を通じて、介護現場におけるハラスマント対策の充実を図るとともに、ヘルパーの不安解消のために複数人の訪問を支援するなど、職員が安心して働ける職場環境を創出します。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室 介護高齢課	
175				介護サービス施設・事業所が求職者に選ばれるとともに、就業者にとって安心して働き続けられる場所となるよう、それぞれの優れた取組を紹介し、横展開を図ります。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室	
176				介護サービス事業者が実施する外国人介護人材の生活支援や資格取得支援などの取組に対して補助を行い、職場定着を支援します。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室	
177				群馬県福祉マンパワーセンターに設置した群馬県介護職員相談サポートセンターで介護職員等の職場の悩み等の相談を受け、適切なアドバイスを行い、介護職員等の職場定着と離職防止を図ります。	114	健康福祉課福祉人材確保対策室	
178				(2) 介護職員等の資質向上対策 本県独自に創設した「ぐんま認定介護福祉士」の養成を進め、介護現場のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。	115	健康福祉課福祉人材確保対策室	

No.	大項目	中項目	小項目	具体的な取組等	計画該当頁	担当課・室(令和5年度)
179				ぐんま認定介護福祉士養成研修の内容を随時見直し、効果的な研修を実施します。また、受講者の裾野拡大を図るとともに、介護保険に関する最新情報を適切に施設内で共有するため、「聴講制度」や「フォローアップ研修」を実施します。	115	健康福祉課福祉人材確保対策室
180				「ぐんま認定介護福祉士」が活躍できる機会を創出します。	115	健康福祉課福祉人材確保対策室
181				認知症介護研修や高齢者ケア専門研修など、介護職員等がキャリアアップするための研修や専門性をより高めるための研修を実施します。また、介護職員が研修に参加するための代替職員任用のための経費を支援します。	115	健康福祉課福祉人材確保対策室
182				関係団体等が実施する専門的な知識や技術を習得するための研修等を支援します。	115	健康福祉課福祉人材確保対策室
183				社会福祉を担う人材の職業紹介や研修を行うため、群馬県福祉マンパワーセンターの運営を通じ、福祉人材育成確保と資質の向上を図ります。	115	健康福祉課福祉人材確保対策室
184		(3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の確保・資質向上		実務研修受講試験の実施に関する広報を県ホームページや指定試験実施機関である群馬県社会福祉協議会のホームページ等により幅広く行います。	117	介護高齢課
185				実務研修受講試験合格者の実務研修の受講及び実務研修修了者の介護支援専門員の登録を促進します。	117	介護高齢課
186				国による法定研修に係るカリキュラムの見直しを踏まえ、介護支援専門員の現任者に対し、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを体系的に実施します。	117	介護高齢課
187				主任介護支援専門員研修を実施し、介護保険サービスや保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるための知識や技術を持ち、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を育成します。	117	介護高齢課
188				主任介護支援専門員に対し、更新研修を実施し、介護支援専門員の人材育成や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりといった役割が求められている主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図ります。	117	介護高齢課
189				指定研修実施機関である群馬県社会福祉協議会と連携し、法定研修の企画、運営及び評価や質の向上等に関する検討を随時を行い、群馬県介護支援専門員研修向上委員会による第三者からの意見を参考にしながら、研修の内容や実施方法等の見直しを行います	117	介護高齢課
190	3 業務の効率化及び生産性の向上の推進			「介護現場革新会議」を開催し、関係機関や関係団体等とともに介護現場における生産性向上の取組の方向性等を検討し、施策に反映します。	118	健康福祉課福祉人材確保対策室
191				介護サービス事業者が行う介護ロボットやＩＣＴ機器の導入を支援します。	118	健康福祉課福祉人材確保対策室
192				文書事務・手続き事務の簡素化、効率化のため、電子申請・届出システムの普及と申請等の様式の標準化を進めます。	118	介護高齢課
193				介護サービス情報公表システム等を活用し、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進します。	118	介護高齢課
194				「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金」を活用するなど、小規模な社会福祉法人を含む地域の様々な団体が協働し、高齢者福祉増進のための取組が推進されるよう、協働団体のスタートアップを支援します。	118	介護高齢課

高齢者保健福祉計画目標値一覧

No.	基本施策	項目	実績値 (ペースライン値)	目標値 (令和8年度末)	担当課・室 (令和5年度時点)
1	1 地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）	退院支援を実施(入退院支援加算を算定)している病院・診療所数	62～69か所 【※令和3年】	78か所	健康長寿社会づくり推進課
2		退院調整ルールに係る退院調整漏れ率	15.5% 【※令和3年】	10%未満	健康長寿社会づくり推進課
3		訪問診療を実施している病院・診療所数	480～503か所 【※令和3年】	519か所	健康長寿社会づくり推進課
4		訪問診療を実施している病院・診療所1か所当たりの患者数（1か月当たりレセプト数）	28.7～30.0人 【※令和3年】	31.4人	健康長寿社会づくり推進課
5		訪問歯科診療(居宅又は施設)を実施している診療所数	266～281か所 【※令和3年】	318か所	健康長寿社会づくり推進課
6		訪問口腔衛生指導を実施している病院・診療所数	65～74か所 【※令和3年】	84か所	健康長寿社会づくり推進課
7		訪問看護事業所数	228か所 【※令和3年】	251か所	健康長寿社会づくり推進課
8		地域連携薬局数	47か所 【※令和3年】	141か所	健康長寿社会づくり推進課
9		在宅療養支援診療所数	256か所 【※令和3年】	274か所	健康長寿社会づくり推進課
10		往診を実施している病院・診療所数	583～602か所 【※令和3年】	602か所	健康長寿社会づくり推進課
11		24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	204か所 【※令和3年】	231か所	健康長寿社会づくり推進課
12		在宅看取りを実施(ターミナルケア加算等を算定)している病院・診療所数	237～259か所 【※令和3年】	293か所	健康長寿社会づくり推進課
13		シニア傾聴ボランティア育成支援事業の受講者数	42人 【※令和5年度】	100人	介護高齢課
14	2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	介護予防に資する通いの場への65歳以上参加者数及び割合	37,608人 5.6% 【※令和3年度】	47,460人 8.0%	健康長寿社会づくり推進課
15		介護予防に資する通いの場の設置数(週1回以上開催)	802か所 【※令和3年度】	1,200か所	健康長寿社会づくり推進課
16		介護予防・フレイル予防の必要性を理解し地域で取り組むボランティア(介護予防サポーター(初級)相当の養成実績)（累計）	11,270人 【※令和4年度】	12,600人	健康長寿社会づくり推進課
17		保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の県得点率（都道府県分）	55.9%(全国平均64.5%) 【※令和6年度】	全国平均を上回る得点率	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
18		保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の県内平均得点率（市町村分）	46.3%(全国平均52.8%) 【※令和6年度】	全国平均を上回る得点率	介護高齢課 健康長寿社会づくり推進課
19	3 共生社会の実現に向けた認知症施策の推進	チームオレンジ等設置市町村	12市町村 【※令和4年度末】	35市町村	健康長寿社会づくり推進課
20		本人ミーティング開催か所数	9か所 【※令和4年度末】	26か所	健康長寿社会づくり推進課
21		認知症サポート医	214人 【※令和4年度末】	265人	健康長寿社会づくり推進課
22		かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者	943人 【※令和4年度末】	1,200人	健康長寿社会づくり推進課
23		歯科医師認知症対応力向上研修修了者	324人 【※令和4年度末】	480人	健康長寿社会づくり推進課
24		薬剤師認知症対応力向上研修修了者	473人 【※令和4年度末】	720人	健康長寿社会づくり推進課

No.	基本施策	項目	実績値 (ペースライン値)	目標値 (令和8年度末)	担当課・室 (令和5年度時点)
25		看護職員認知症対応力向上研修修了者	929人 【※令和4年度末】	1,250人	健康長寿社会づくり推進課
26		一般病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修修了者	686人 【※令和4年度末】	1,280人	健康長寿社会づくり推進課
27	3 共生社会の実現に向けた認知症施策の推進 6 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上	認知症介護指導者養成研修受講者(延べ数)	54人 【※令和4年度末】	60人	健康福祉課福祉人材確保対策室
28		認知症介護実践リーダー研修受講者(延べ数)	729人 【※令和4年度末】	887人	健康福祉課福祉人材確保対策室
29		認知症介護実践者研修受講者(延べ数)	6,631人 【※令和4年度末】	7,597人	健康福祉課福祉人材確保対策室
30		4多様な福祉・介護サービス基盤の整備	48.6%(17/35) 【※令和4年度】	100%(35/35)	介護高齢課
31		5災害及び感染症対策に係る体制整備	業務継続計画の策定が義務化されている入所施設(県所管)で見直しを行った割合	—	100%
32		6地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進	外国人介護福祉士候補者の海外からのマッチング人数(延べ数)	—	72人
33		入門的研修開催数	12回 【※令和4年度】	22回	健康福祉課福祉人材確保対策室
34		介護職員初任者研修受講料補助人数(延べ数)	37人 【※令和4年度】	250人	健康福祉課福祉人材確保対策室
35		ぐんま介護人材育成宣言事業者の認定数(延べ数)	169件 【※令和4年度末】	260件	健康福祉課福祉人材確保対策室
36		ぐんま介護人材育成認証事業者の認証数(延べ数)	14件 【※令和4年度末】	33件	健康福祉課福祉人材確保対策室
37		ハラスマントに関するセミナー参加者数(延べ数)	—	480人	健康福祉課福祉人材確保対策室
38		ぐんま認定介護福祉士認定者数(延べ数)	833人 【※令和4年度末】	935人	健康福祉課福祉人材確保対策室
39		介護ロボット導入支援事業所数(延べ数)	463事業所 【※令和4年度】	839事業所	健康福祉課福祉人材確保対策室
40		I C T 機器導入支援事業所数(延べ数)	74事業所 【※令和4年度】	457事業所	健康福祉課福祉人材確保対策室

第9期群馬県高齢者保健福祉計画 の策定のための県民意識調査

令和5年3月

群馬県

I 調査の概要

1 調査の目的

高齢者の保健福祉、介護保険等に関する県民の皆様の意識や意見・要望などを把握し、「第9期群馬県高齢者保健福祉計画」の策定及び政策立案の基礎資料とする。

2 調査の内容

(1) 介護保険制度等に関する県民意識調査

- ①属性
- ②日常生活について
- ③介護保険サービスの利用について
- ④介護予防について
- ⑤介護保険料について
- ⑥地域包括支援センターについて
- ⑦認知症について
- ⑧在宅医療・介護について
- ⑨人生最終段階の医療・ケアについて
- ⑩薬局について
- ⑪その他

(2) 介護家族等に関する県民意識調査

- ①属性
- ②介護保険制度について
- ③介護や介護保険サービス利用について
- ④介護離職について
- ⑤介護・育児の同時対応や子どもによる介護・育児について
- ⑥地域包括支援センターについて
- ⑦その他

3 調査の設計

- (1) 対象地域 群馬県全域
- (2) 調査対象 介護保険制度等に関する県民意識調査：群馬県内在住の65歳以上の男女
介護家族等に関する県民意識調査：群馬県内在住の40歳以上65歳未満の男女
- (3) 標本数 各1,600人
- (4) 抽出方法 各市町村の人口をもとに対象者数を市町村ごとに割り当て、各市町村において
住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (6) 調査期間 令和5年1月24日（火）～令和5年2月13日（月）

4 回収結果

高齢者 保健福祉 圏域	構成市町村	介護保険制度等に関する 県民意識調査				介護家族等に関する 県民意識調査			
		対象数 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)	前回 回収率 (参考)	対象数 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)	前回 回収率 (参考)
前橋	前橋市	200	111	55.5	58.3	200	91	45.5	40.0
高崎安中	高崎市、安中市	270	175	64.8	58.1	270	124	45.9	41.7
渋川	渋川市、榛東村 吉岡町	110	68	61.8	58.0	100	57	57.0	42.1
藤岡	藤岡市、上野村 神流町	100	61	61.0	53.3	90	37	41.1	40.0
富岡	富岡市、下仁田町 南牧村、甘楽町	110	73	66.4	50.5	100	45	45.0	47.1
吾妻	中之条町、長野原町 嬬恋村、草津町 高山村、東吾妻町	120	79	65.8	55.8	120	54	45.0	52.2
沼田	沼田市、片品村 川場村、昭和村 みなかみ町	120	81	67.5	55.2	120	53	44.2	43.8
伊勢崎	伊勢崎市、玉村町	140	86	61.4	49.3	160	64	40.0	40.0
桐生	桐生市、みどり市	130	72	55.4	50.8	120	32	26.7	44.2
太田館林	太田市、館林市 板倉町、明和町 千代田町、大泉町 邑楽町	300	173	57.7	52.5	320	122	38.1	39.7
不明	-	11	-	-	-	5	-	-	-
合計		1,600	990	61.9	56.2	1,600	684	42.8	42.3

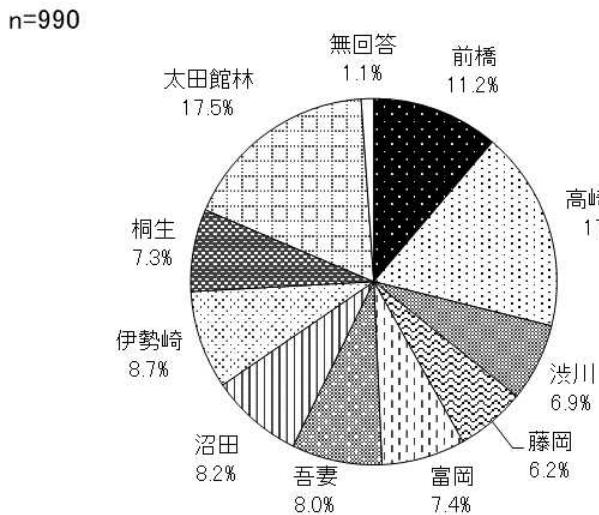
5 報告書の見方

- (1) 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して算出した。
 したがって単数回答の設問については、すべての選択肢の合計が 100.0%に満たない、又は上回る場合がある。
- (2) 複数回答の設問については、すべての選択肢の比率の合計が、通常 100.0%を超える。
- (3) 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は場合によっては語句を簡略化してある。
- (4) グラフに表記されている「n = *」(*は数字)は、集計対象の母数を表している。

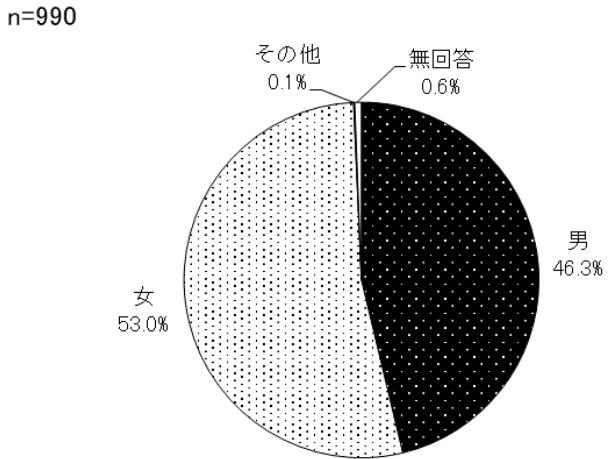
II 調査結果（介護保険制度等に関する県民意識調査）

1 属性

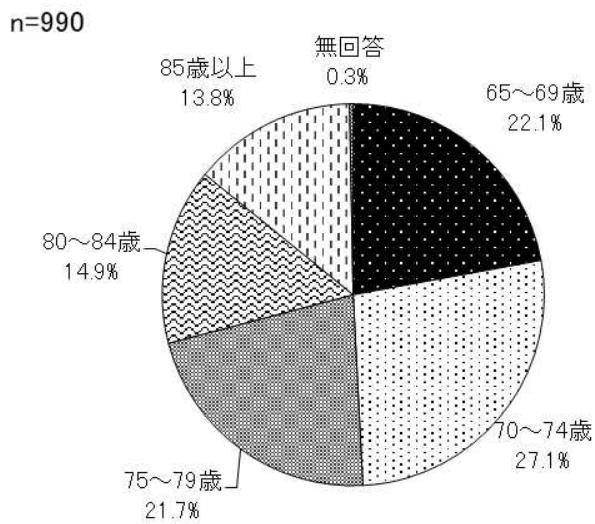
(1) お住まいの保健福祉圏域



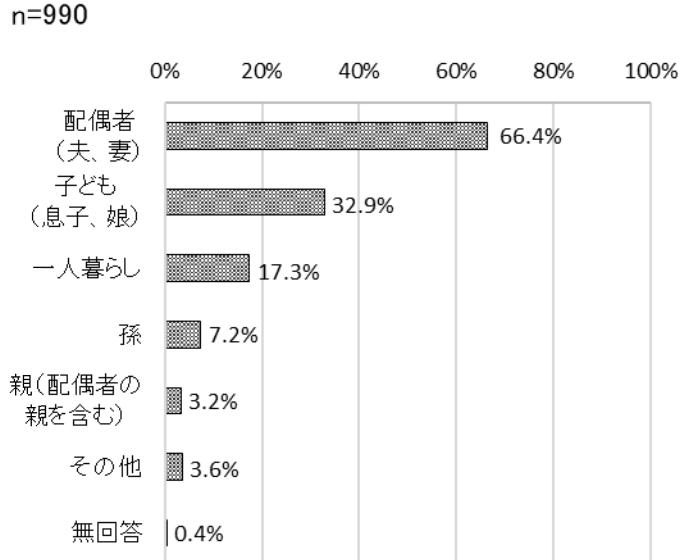
(2) 性別



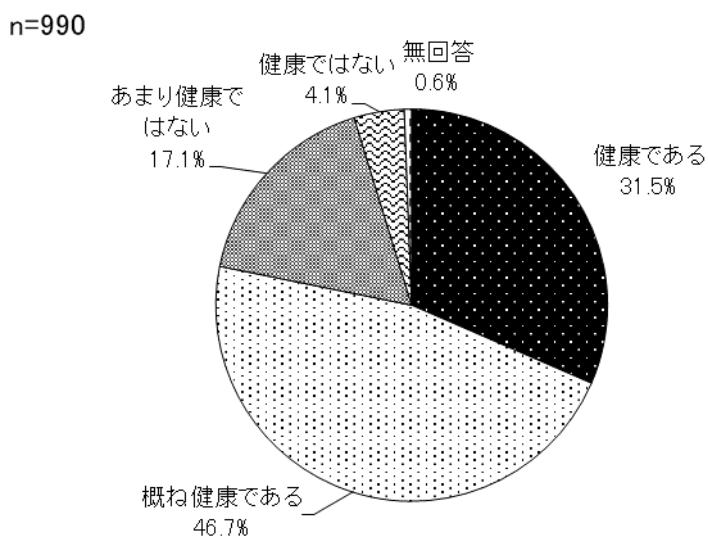
(3) 年齢



(4) 同居している家族



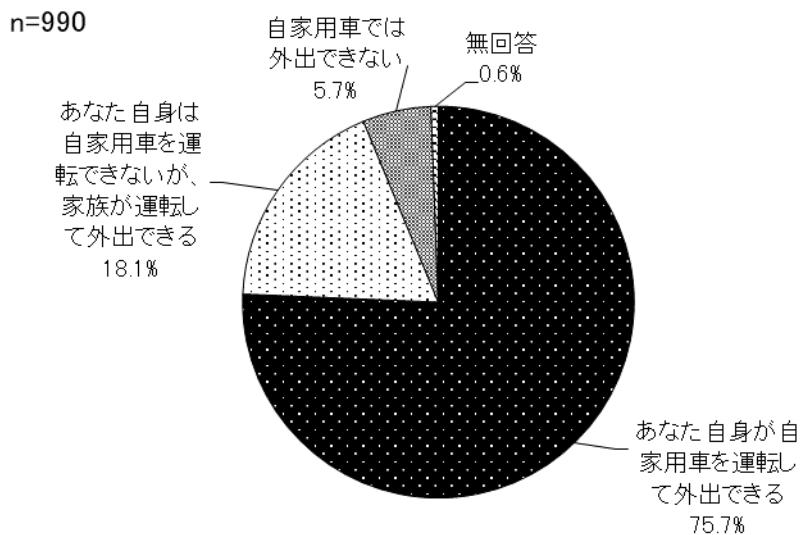
(5) 健康状態



2 日常生活について

(1) 自家用車を使っての外出状況

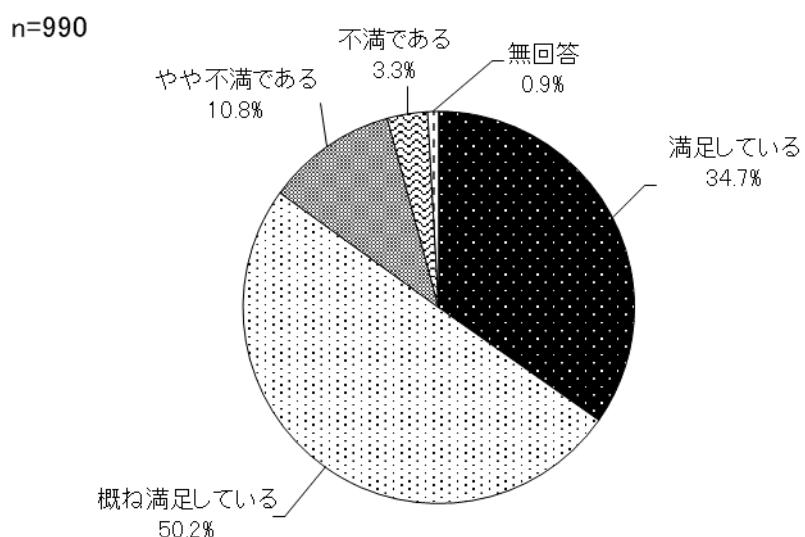
問6 あなたは、自家用車（バイクを含む）を使って、外出することはできますか。（1つだけに□）



自家用車を使っての外出状況は、「あなた自身が自家用車を運転して外出できる」が 75.7% で最も多く、次いで「あなた自身は自家用車を運転できないが、家族が運転して外出できる」(18.1%)、「自家用車では外出できない」(5.7%) となっている。

(2) 日常生活の満足度

問7 あなたは、自身の日常生活全般について満足していますか。（1つだけに□）

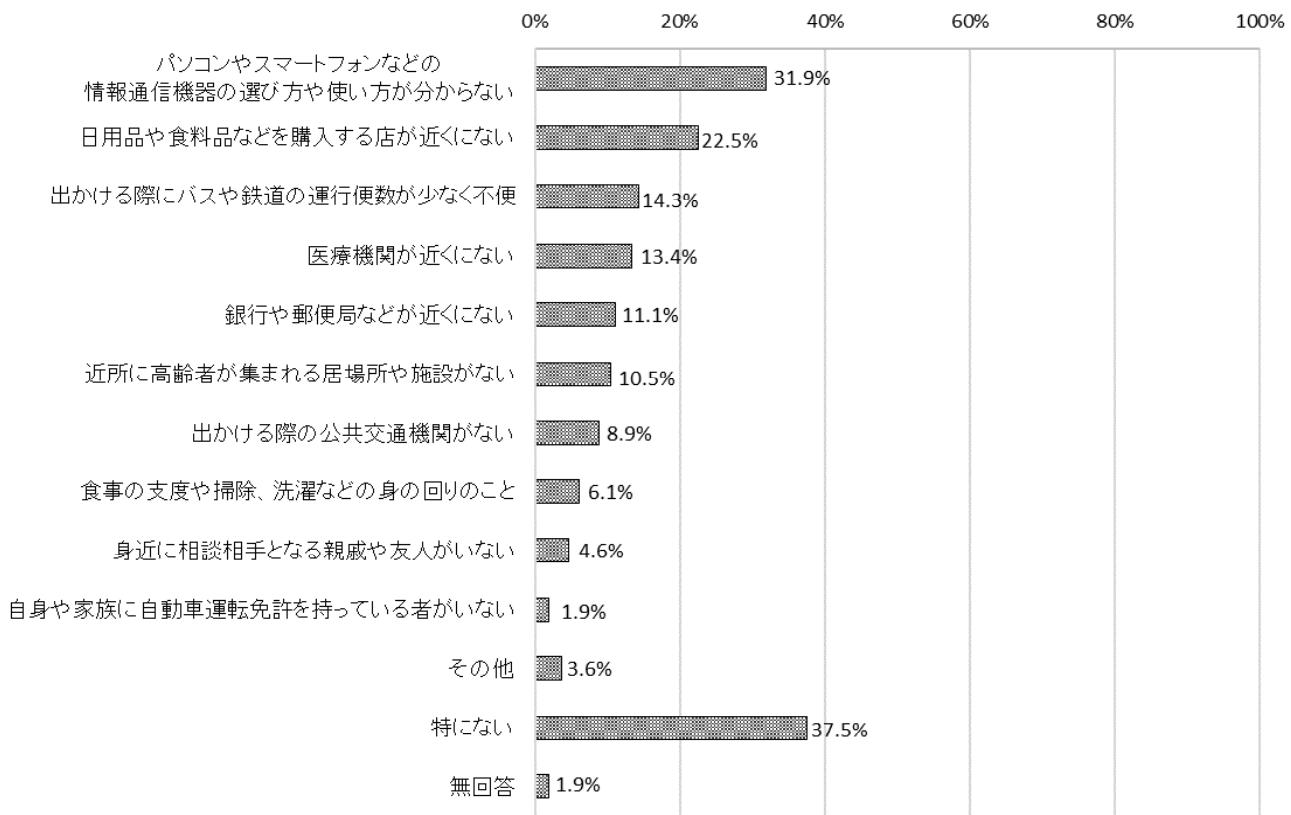


日常生活の満足度は、「概ね満足している」が 50.2% で最も多く、「満足している」(34.7%) と合わせた<満足>は 84.9% となっている。一方、「やや不満である」(10.8%)、「不満である」(3.3%) を合わせた<不満>は 14.1% となっている。

(3) 日常生活の困っていること、不便に感じていること

問8 あなたが日常生活を送っている中で、困っていることや不便に感じていることはありますか。
(3つ以内で☑)

n=990



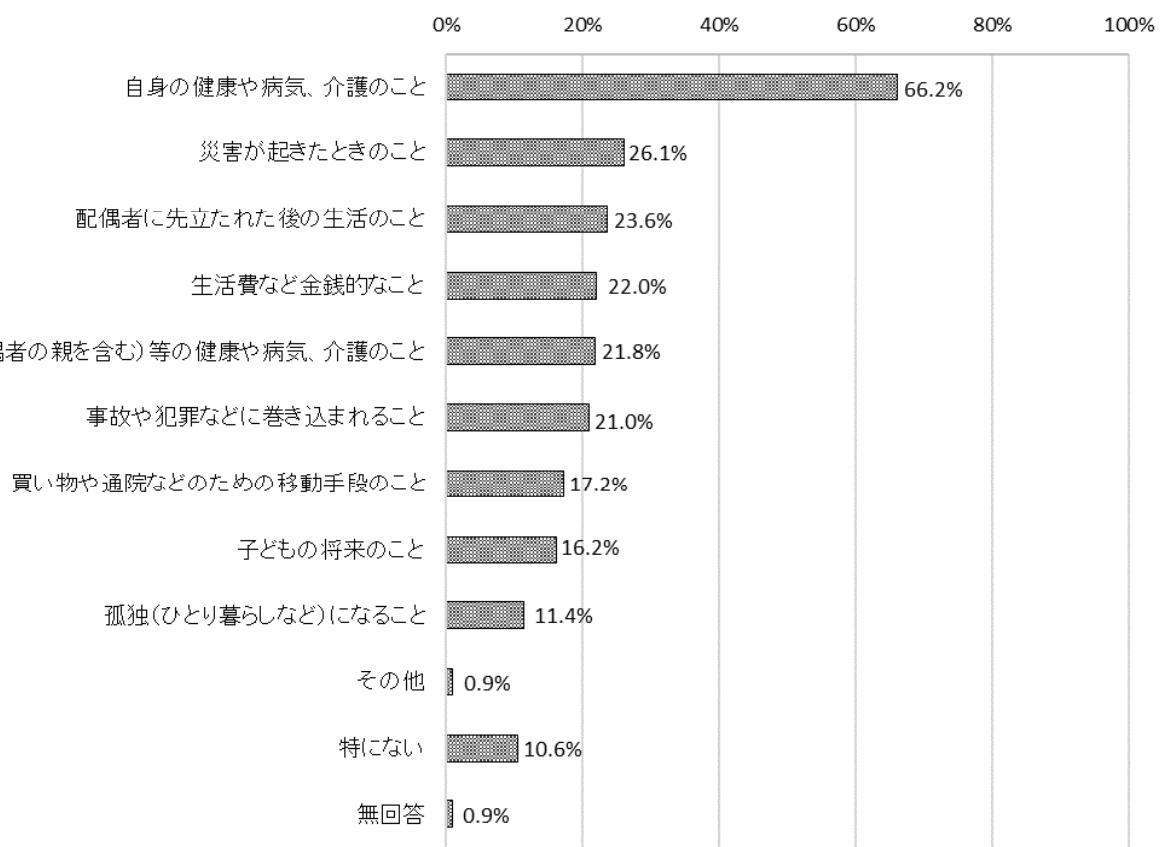
日常生活の困っていること、不便に思っていることは、「パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の選び方や使い方が分からぬ」が 31.9%で最も多く、次いで「日用品や食料品などを購入する店が近くにない」(22.5%)、「出かける際にバスや鉄道の運行便数が少なく不便」(14.3%)となっている。

一方、「特にない」は 37.5%となっている。

(4) 将来の不安や心配事

問9 あなた自身や家族の将来を考えたとき、不安や心配事はありますか。（3つ以内で□）

n=990



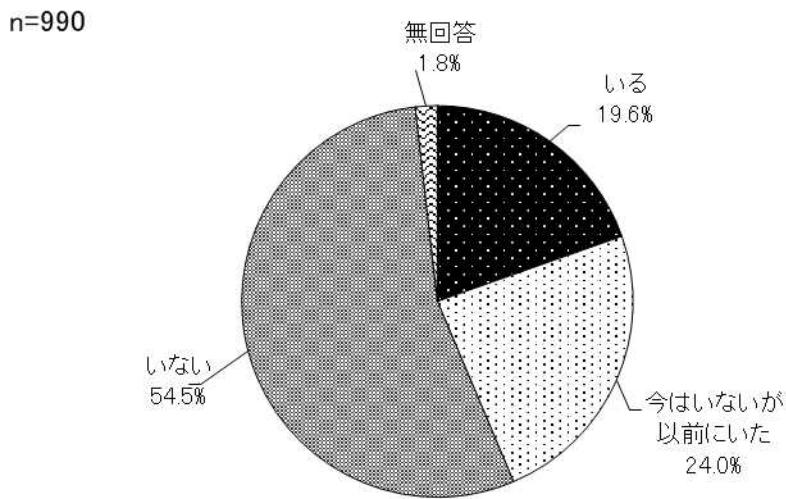
将来の不安や心配事は、「自身の健康や病気、介護のこと」が 66.2% で最も多く、次いで「災害が起きたときのこと」(26.1%)、「配偶者に先立たれた後の生活のこと」(23.6%) となっている。

一方、「特にない」は 10.6% となっている。

3 介護保険サービスの利用について

(1) 介護保険の利用状況

問10 あなたやあなたの「配偶者」、「親（配偶者の親を含む）」、「その他同居の家族」で、介護保険を利用している方（利用していた方）はいますか。（1つだけに☑）

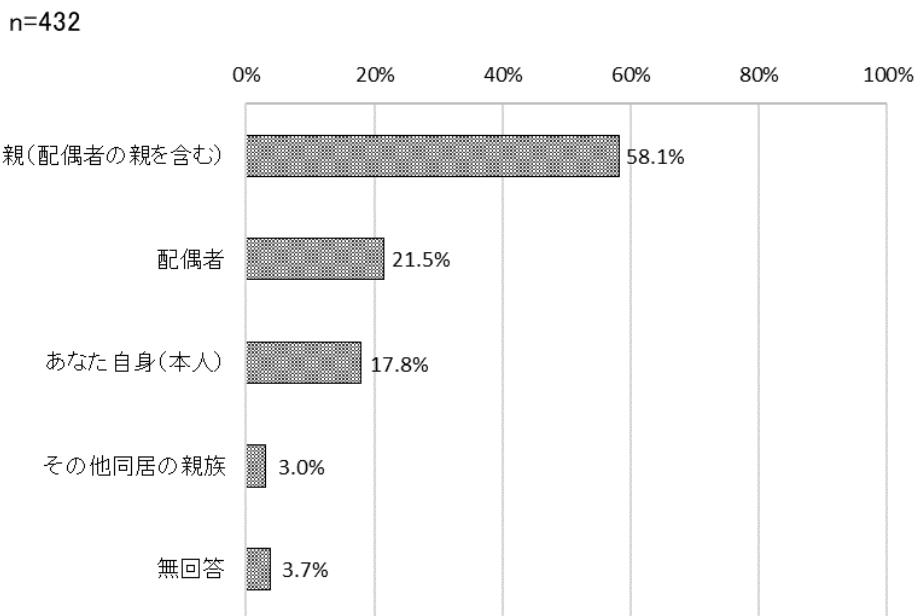


介護保険の利用状況は、利用している方が「いる」は 19.6%、「今はいないが前にいた」が 24.0%、「ない」が 54.5% となっている。

(2) 介護保険利用者との関係性

【問10で「1」又は「2」と回答】

問10-2 介護保険を利用している（利用していた）方とあなたの関係を教えてください。
(当てはまるもの全てに☑)

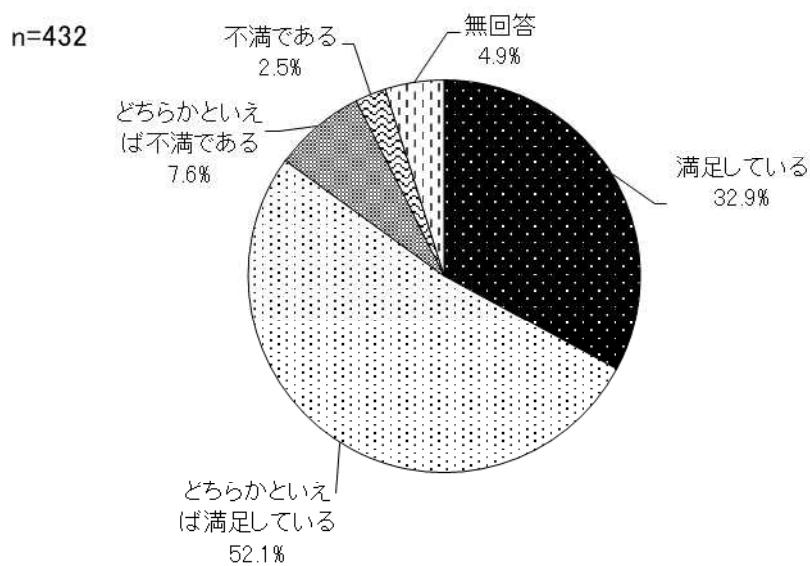


介護保険利用者との関係性は、「親（配偶者の親を含む）」が 58.1% で最も多く、次いで「配偶者」(21.5%)、「あなた自身（本人）」(17.8%) となっている。

(3) 利用サービスの満足度

【問10で「1」又は「2」と回答】

問10-3 利用している（利用していた）サービスに対して満足していますか。（1つだけに☑）



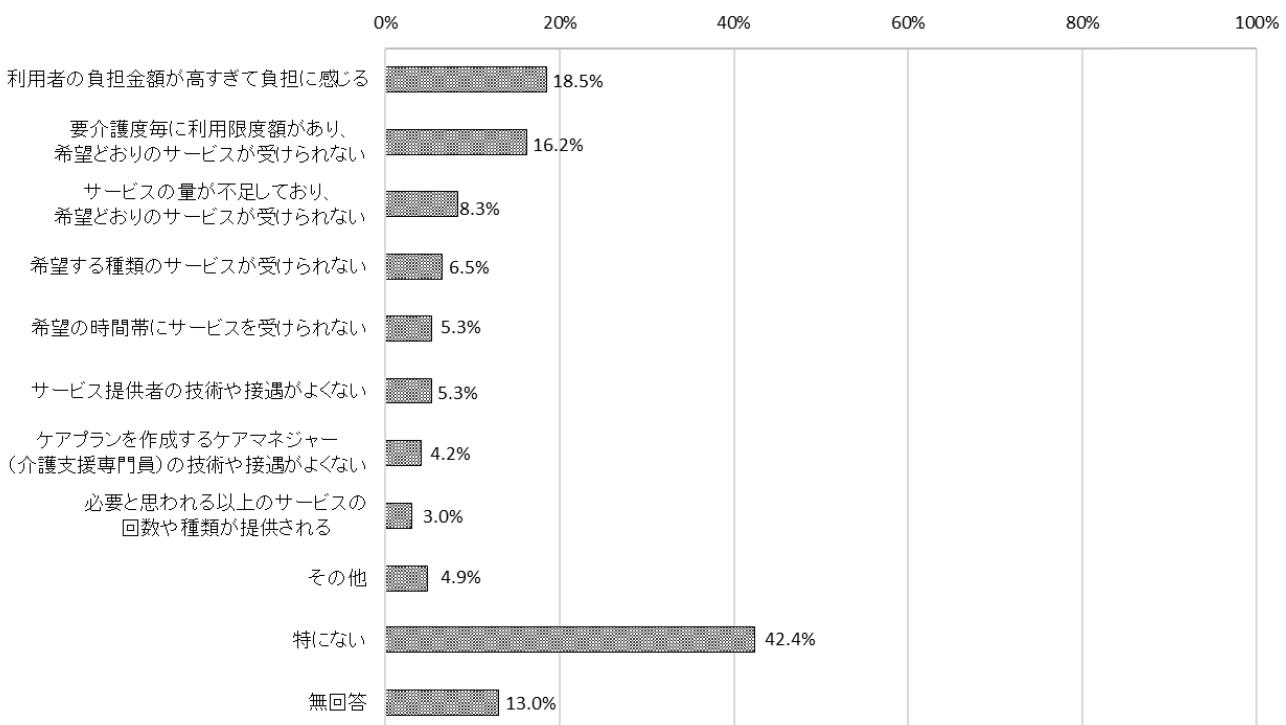
利用サービスの満足度は、「どちらかといえば満足している」が 52.1%で最も多く、「満足している」(32.9%)と合わせた<満足>は 85.0%となっている。一方、「どちらかといえば不満である」(7.6%)、「不満である」(2.5%)を合わせた<不満>は 10.1%となっている。

(4) 利用サービスにおいて不満に感じること

【問10で「1」又は「2」と回答】

問10-4 サービスを利用していて、あなたが不満に感じる（感じた）ことはありますか。
(当てはまるもの全てに☑)

n=432

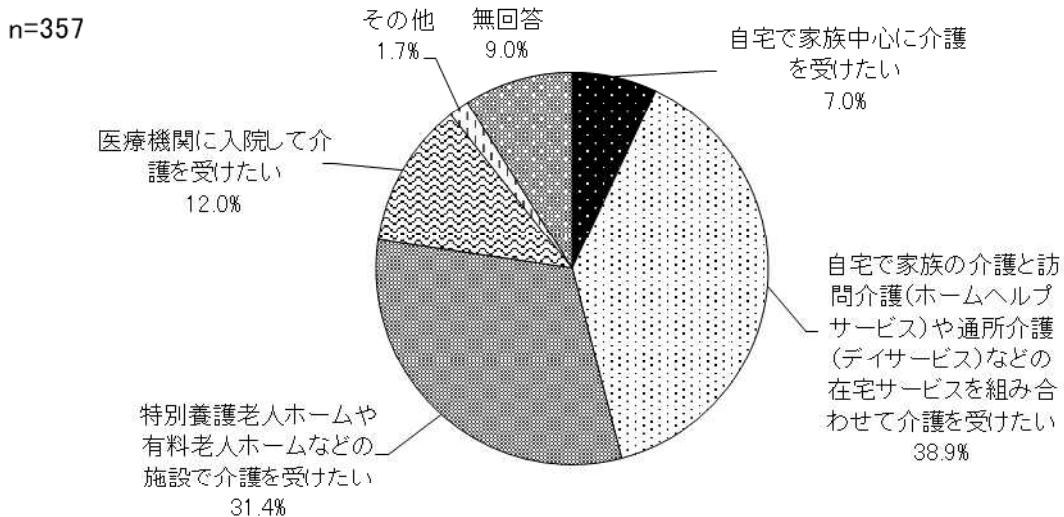


利用サービスにおいて不満に感じることは、「利用者の負担金額が高すぎて負担に感じる」が 18.5% で最も多く、次いで「要介護度毎に利用限度額があり、希望どおりのサービスが受けられない」(16.2%)、「サービスの量が不足しており、希望どおりのサービスが受けられない」(8.3%) となっている。一方、「特にない」は 42.4% となっている。

(5) 介護が必要となった場合の希望

【問 10-2で「2」、「3」又は「4」のいずれかを回答】

問 10-5 あなたが介護が必要となった場合、どのような介護を受けることを望みますか。
(あなたの考えに最も近いもの 1 つに□)



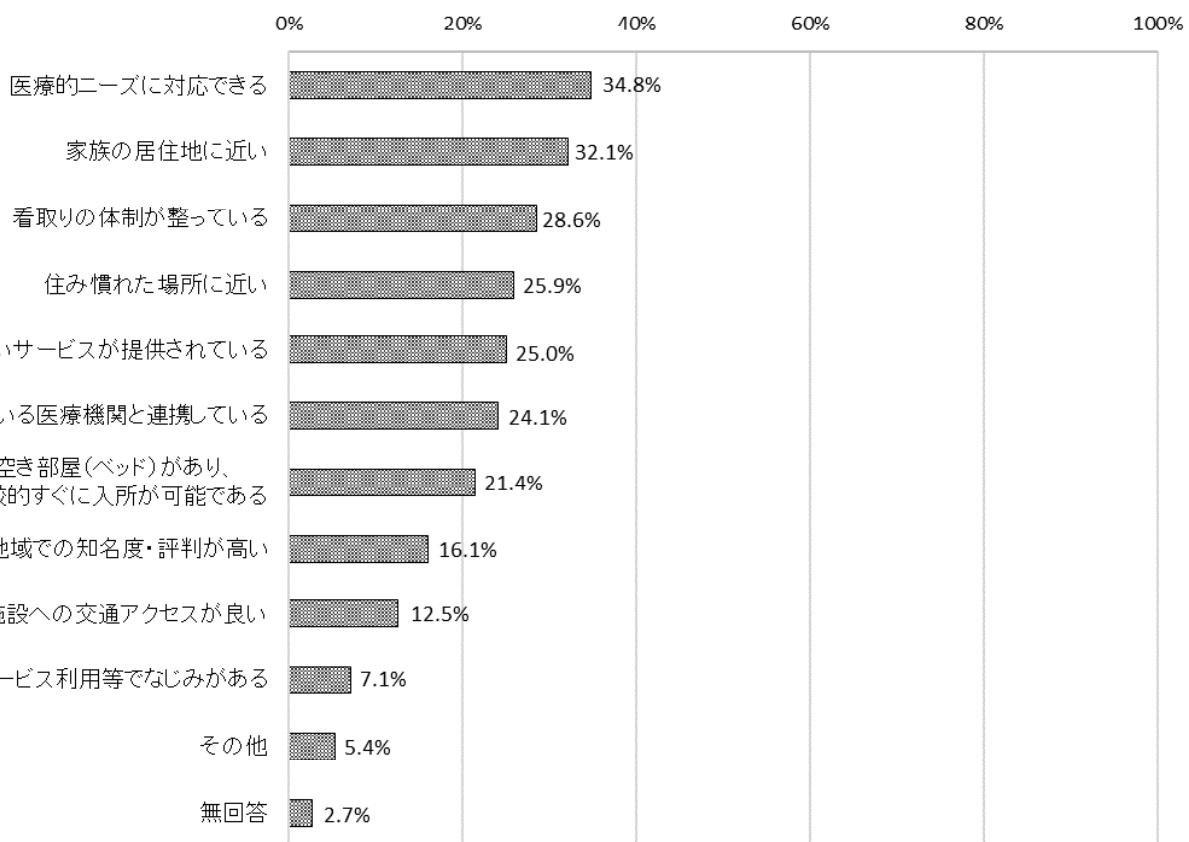
介護が必要となった場合の希望は、「自宅で家族の介護と訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などの在宅サービスを組み合わせて介護を受けたい」が 38.9% で最も多く、次いで「特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護を受けたい」（31.4%）、「医療機関に入院して介護を受けたい」（12.0%）となっている。

(6) 施設を選ぶ際の条件

【問 10-5 で「3」と回答】

問 10-6 施設を選ぶ際に何を考慮するか選んでください。(3つ以内で□)

n=112

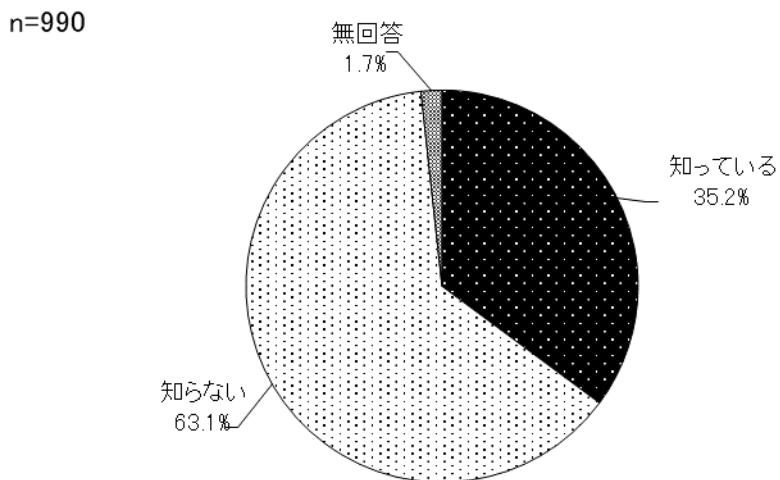


施設を選ぶ際の条件は、「医療的ニーズに対応できる」が 34.8% で最も多く、次いで「家族の居住地に近い」(32.1%)、「看取りの体制が整っている」(28.6%) となっている。

4 介護予防について

(1) 「フレイル」の認知度

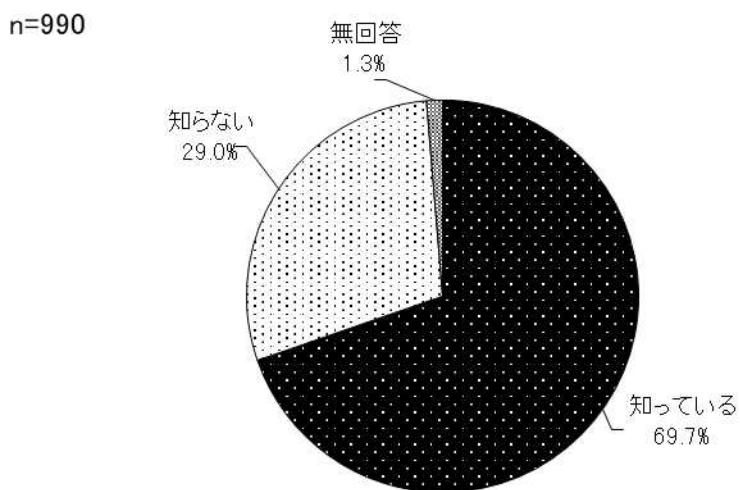
問 11 高齢になって筋力や活力が衰えた状態（虚弱）をあらわす「フレイル」という言葉を知っていますか。（一つだけに□）



「フレイル」の認知度は、「知っている」が 35.2% 「知らない」が 63.1% となっている。

(2) 介護予防方法の認知度

問 12 週 1 回以上、1 時間ほどのゆっくりとした体操により足の筋肉などを鍛えると、介護予防に大きな効果があることを知っていますか。（一つだけに□）

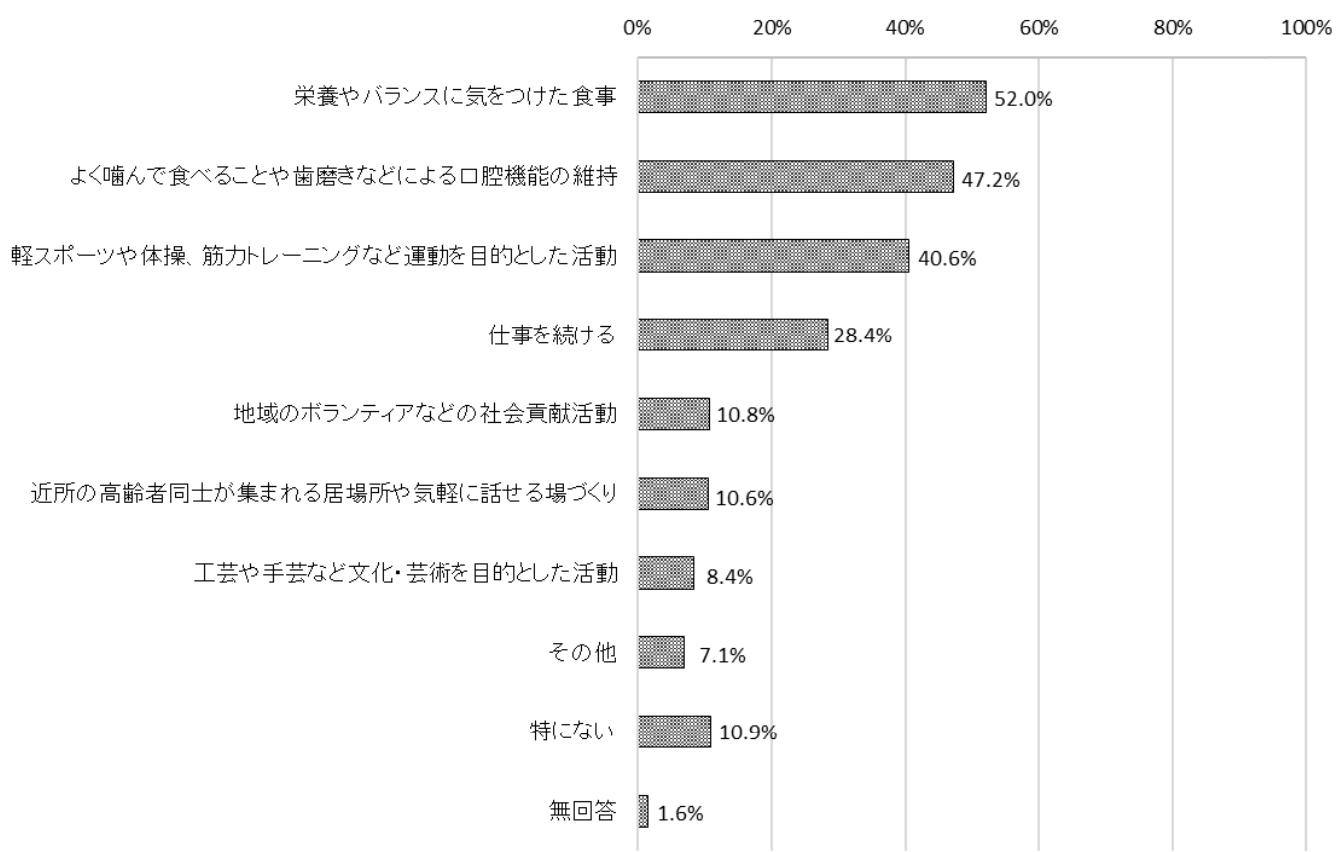


週 1 回以上、1 時間ほどのゆっくりとした体操により足の筋肉などを鍛えると、介護予防に大きな効果があることの認知度は、「知っている」が 69.7% 「知らない」が 29.0% となっている。

(3) 介護予防の取り組み

問13 あなたが、今後介護を必要とする状態にならないために（状態が悪くならないために）取り組んでいることはありますか。（3つ以内で☑）

n=990



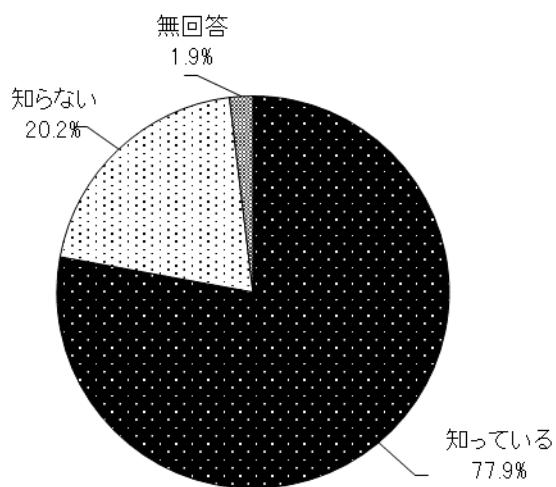
介護予防の取り組みは、「栄養やバランスに気をつけた食事」が 52.0%で最も多く、次いで「よく噛んで食べることや歯磨きなどによる口腔機能の維持」(47.2%)、「軽スポーツや体操、筋力トレーニングなど運動を目的とした活動」(40.6%) となっている。

5 介護保険料について

(1) 介護保険料について

問 14 あなたが市町村に納めている介護保険料が概ねいくらか知っていますか。(1つだけに☑)

n=990

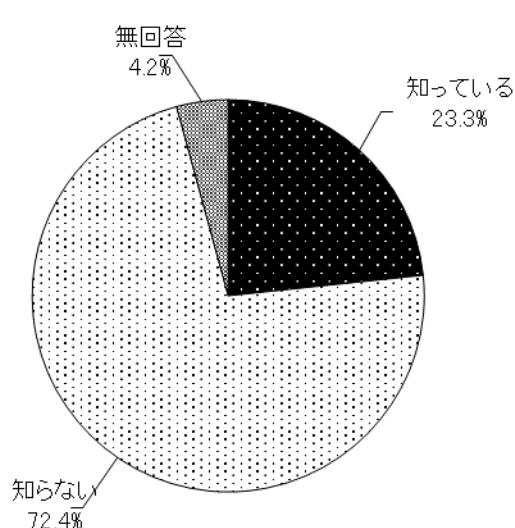


介護保険料について、自身が市町村に納めている介護保険料の金額を「知っている」が 77.9%、「知らない」が 20.2% となっている。

(2) 介護サービスの利用料

問 15 介護保険サービスを利用している(利用する)場合、月々の利用料(自己負担額)を知っていますか。(1つだけに☑)

n=990



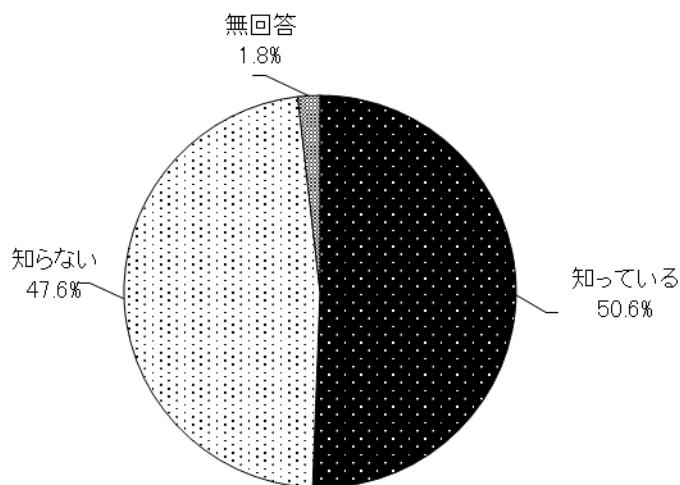
介護サービスの利用料について、自身が介護サービスを利用している場合の月々の利用料を「知っている」が 23.3%、「知らない」が 72.4% となっている。

6 地域包括支援センターについて

(1) 「地域包括支援センター」の認知度

問16 あなたは「地域包括支援センター」を知っていますか。(1つだけに☑)

n=990

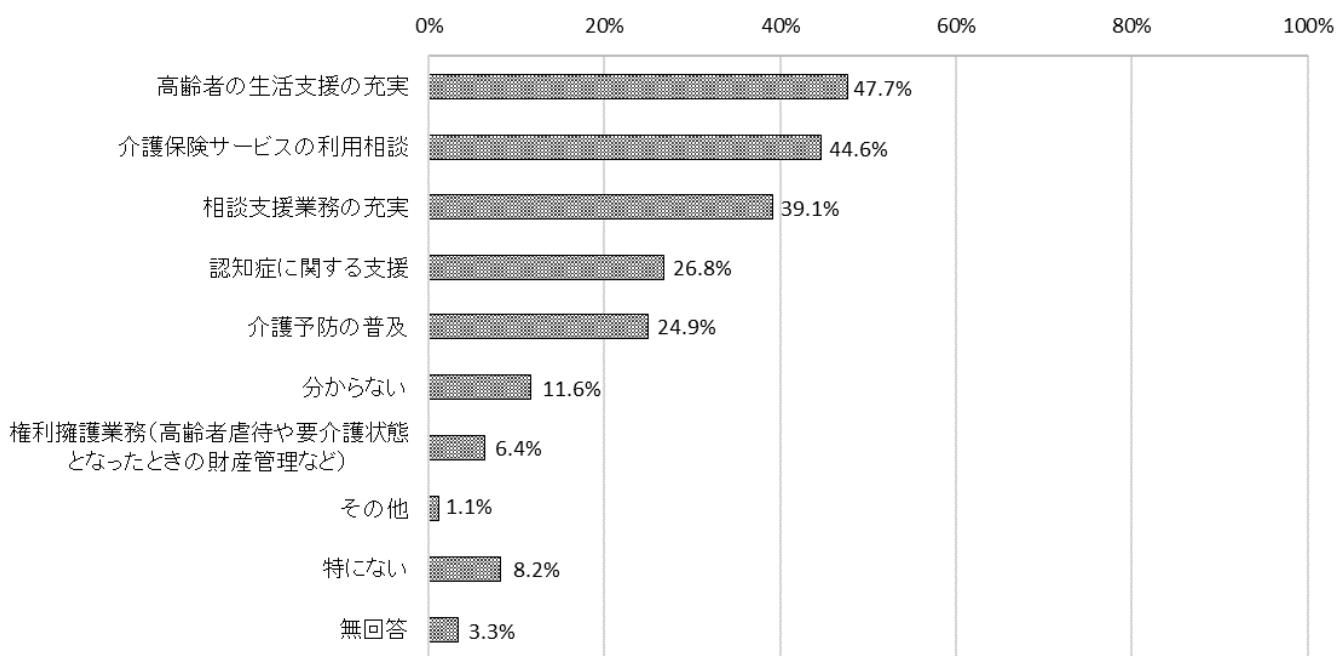


「地域包括支援センター」の認知度は、「知っている」が50.6%、「知らない」が47.6%となっている。

(2) 地域包括支援センターに期待すること

問17 地域包括支援センターにどのようなことを期待しますか。(3つ以内で☑)

n=990



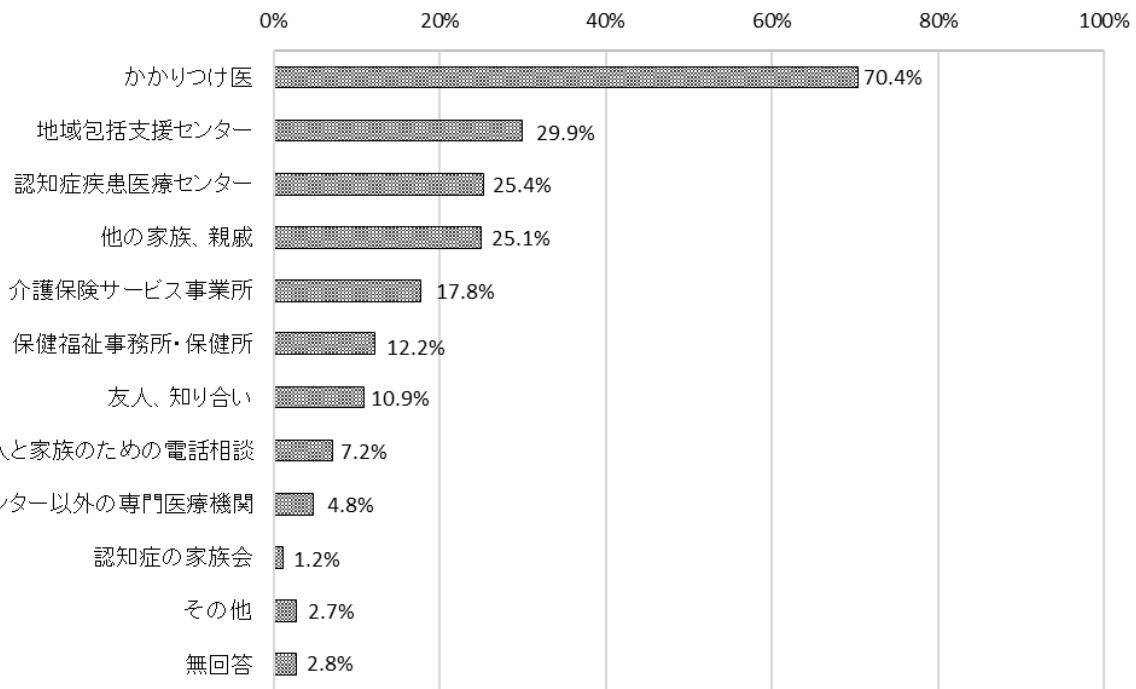
地域包括支援センターに期待することは、「高齢者の生活支援の充実」が47.7%で最も多く、次いで「介護保険サービスの利用相談」(44.6%)、「相談支援業務の充実」(39.1%)となっている。

7 認知症について

(1) 認知症についての相談場所

問18 あなた自身や家族が認知症の心配があるとき、どこに相談をしますか。(3つ以内で□)

n=990

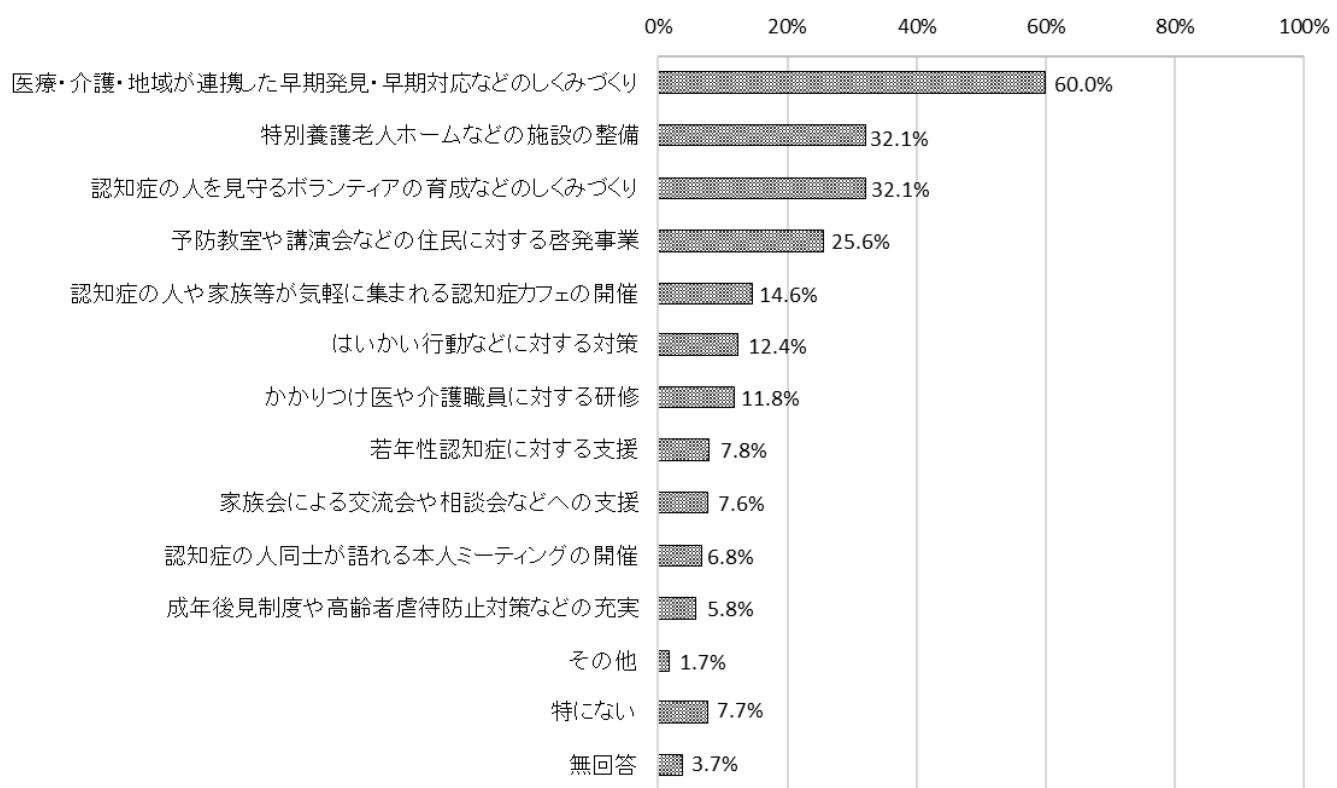


認知症についての相談場所は、「かかりつけ医」が 70.4%で最も多く、次いで「地域包括支援センター」(29.9%)、「認知症疾患医療センター」(25.4%) となっている。

(2) 認知症施策において重要なこと

問 19 今後、県や市町村が認知症施策を進めていく上で、どのようなことに重点を置いた方がよいと考えますか。(3つ以内で☑)

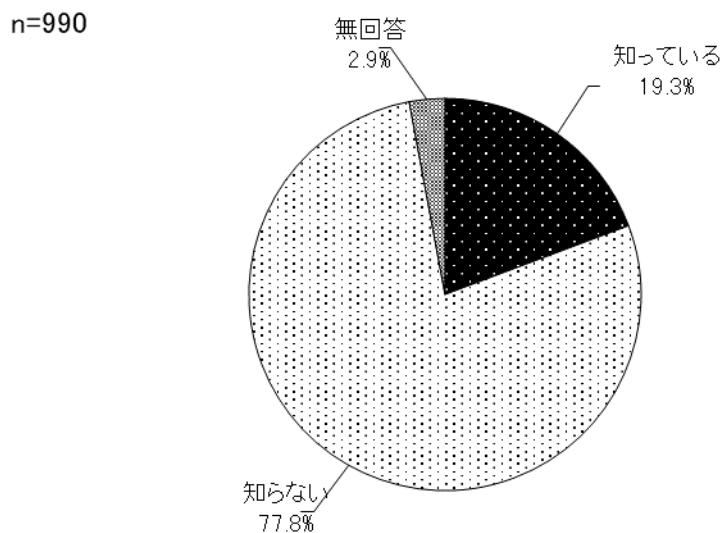
n=990



認知症施策において重要だと考えることは、「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期対応などのしくみづくり」が 60.0%で最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの施設の整備」(32.1%) 及び「認知症の人を見守るボランティアの育成などのしくみづくり」(32.1%) となっている。

(3) 「認知症疾患医療センター」の認知度

問 20 住まいの近くにある、認知症に関する相談や鑑別診断を行う「認知症疾患医療センター」を知っていますか。(1つだけに☑)



「認知症疾患医療センター」の認知度は、「知っている」が 19.3%、「知らない」が 77.8%となっている。

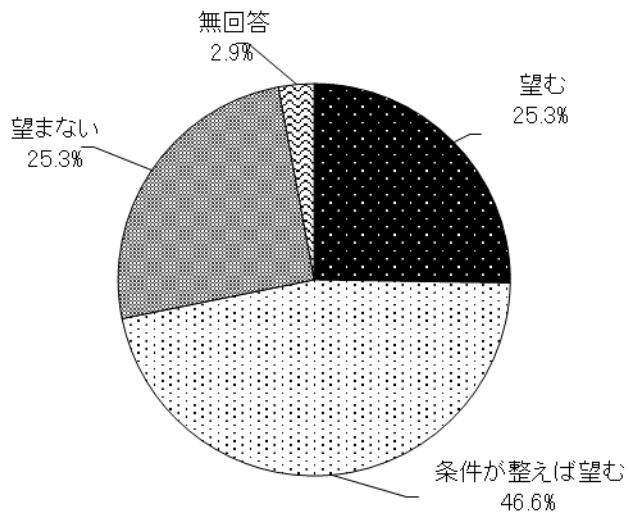
8 在宅医療・介護について

(1) 自宅療養の希望について

問 21 もし、あなたが治療や療養を必要とする場合、自宅での療養を望みますか。

(1つだけに☑)

n=990



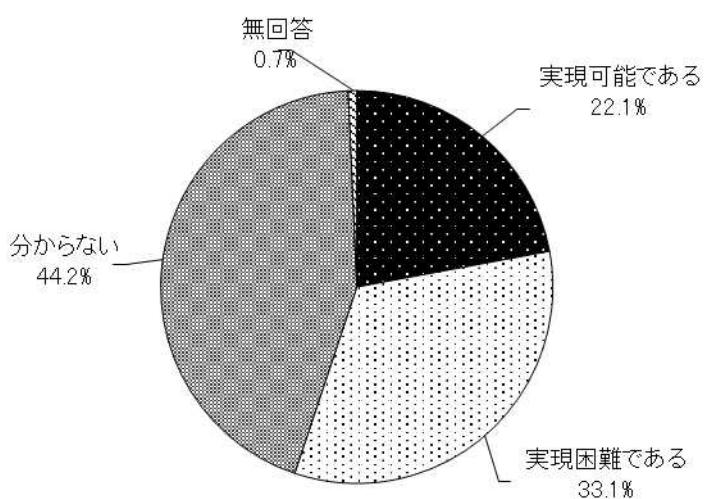
自宅療養の希望については、「望む」が 25.3%、「条件が整えば望む」が 46.6%、「望まない」が 25.3% となっている。

(2) 自宅療養の実現性

【問 21 で「1」又は「2」と回答】

問 21-2 自宅での療養は実現可能だと考えますか。(1つだけに☑)

n=711



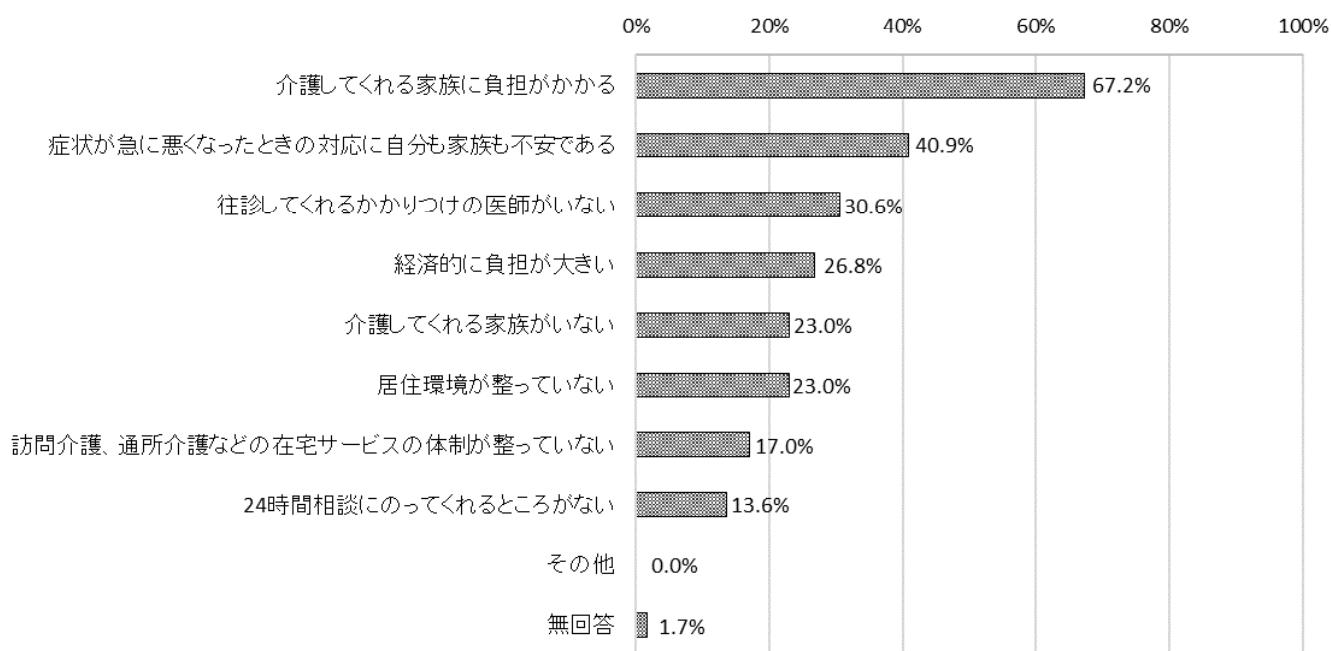
自宅療養の実現性は、「実現可能である」が 22.1%、「実現困難である」が 33.1%、「分からぬ」が 44.2% となっている。

(3) 自宅療養が実現困難な理由

【問 21-2 で「2」と回答】

問 21-3 自宅療養が実現困難であると考える理由は何ですか。(3つ以内で☑)

n=235



自宅療養が実現困難な理由は、「介護してくれる家族に負担がかかる」が 67.2% で最も多く、次いで「症状が急に悪くなったときの対応に自分も家族も不安である」(40.9%)、「往診してくれるかかりつけの医師がいない」(30.6%) となっている。

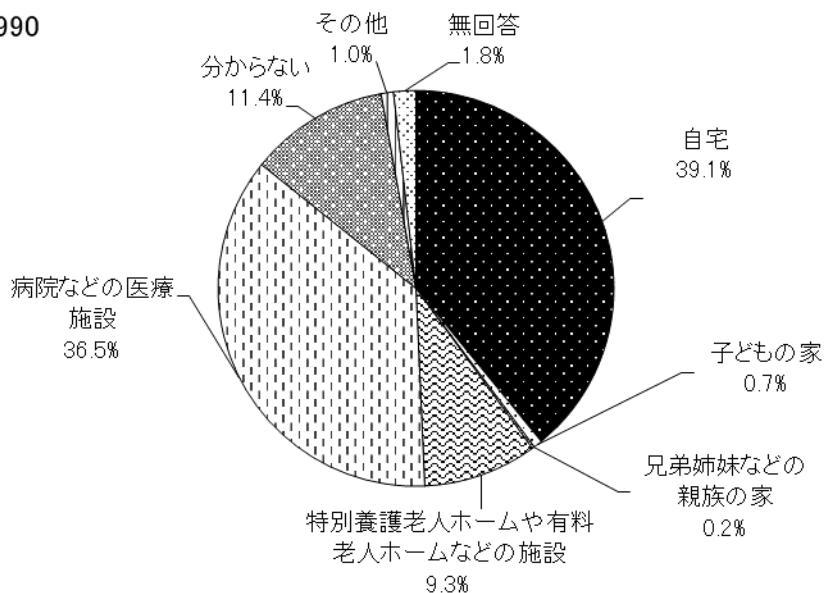
9 人生最終段階の医療・ケアについて

(1) 最期を過ごしたい場所について

問22 もし、あなたが治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を過ごしたいですか。

(1つだけに☑)

n=990

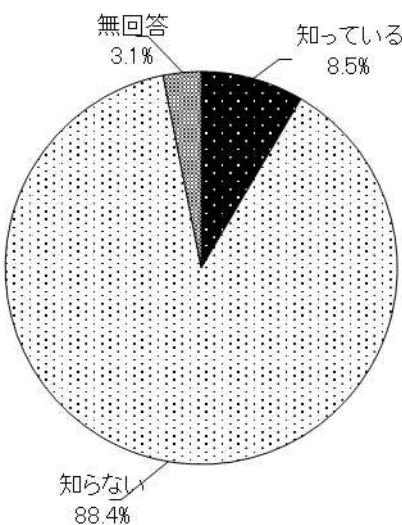


最期を過ごしたい場所は、「自宅」が 39.1% で最も多く、次いで「病院などの医療施設」(36.5%)、「特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設」(9.3%) となっている。
一方、「分からない」は 11.4% となっている。

(2) 「アドバンス・ケア・プランニング」の認知度

問23 あなたは「アドバンス・ケア・プランニング」という言葉を知っていますか。(1つだけに☑)

n=990



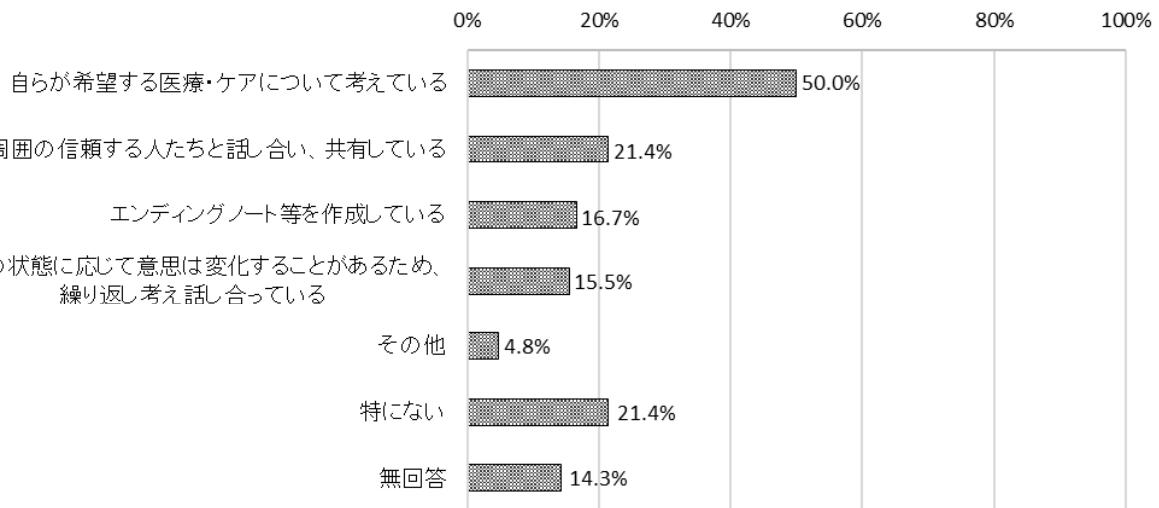
「アドバンス・ケア・プランニング」の認知度は、「知っている」が 8.5%、「知らない」が 88.4% となっている。

(3) 「アドバンス・ケア・プランニング」の取り組み

【問23で「1」と回答】

問23-2 アドバンス・ケア・プランニングについて、あなたが取り組んでいることはありますか。
(当てはまるもの全てに□)

n=84



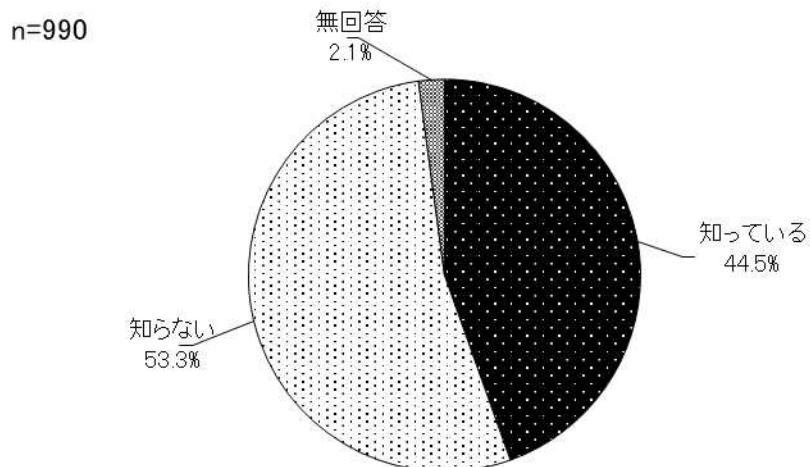
アドバンス・ケア・プランニングの取り組みについては、「自らが希望する医療・ケアについて考えている」が 50.0% で最も多く、次いで「「自らが希望する医療・ケア」について考えたことを周囲の信頼する人たちと話し合い、共有している」(21.4%)、「エンディングノート等を作成している」(16.7%) となっている。

一方、「特にない」は 21.4% となっている。

10 薬局について

(1) 「かかりつけ薬剤師」の認知度

問 24 あなたは「かかりつけ薬剤師」を知っていますか。(1つだけに☑)

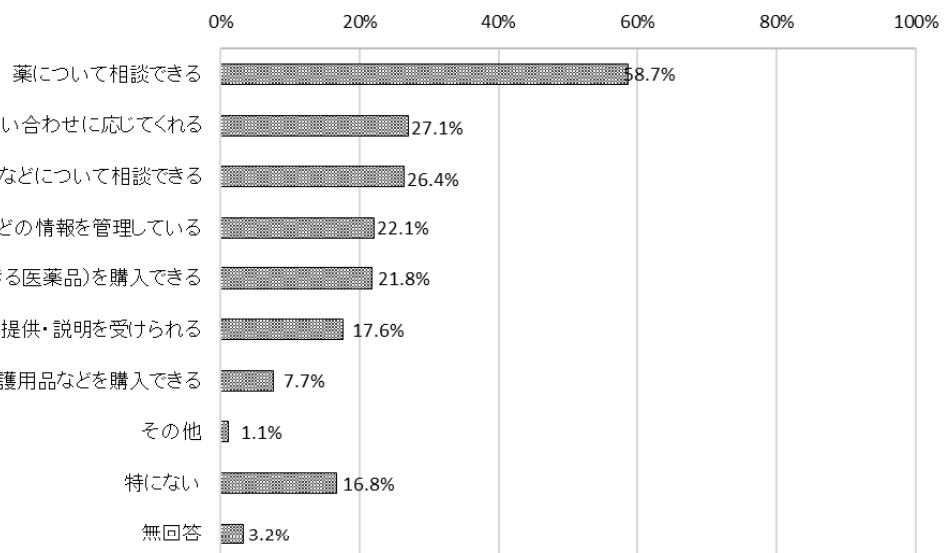


「かかりつけ薬剤師」の認知度は、「知っている」が 44.5%、「知らない」が 53.3%となっている。

(2) 今後、薬局に期待すること

問25 今後、薬局にどのようなことを期待しますか。(3つ以内で□)

n=990



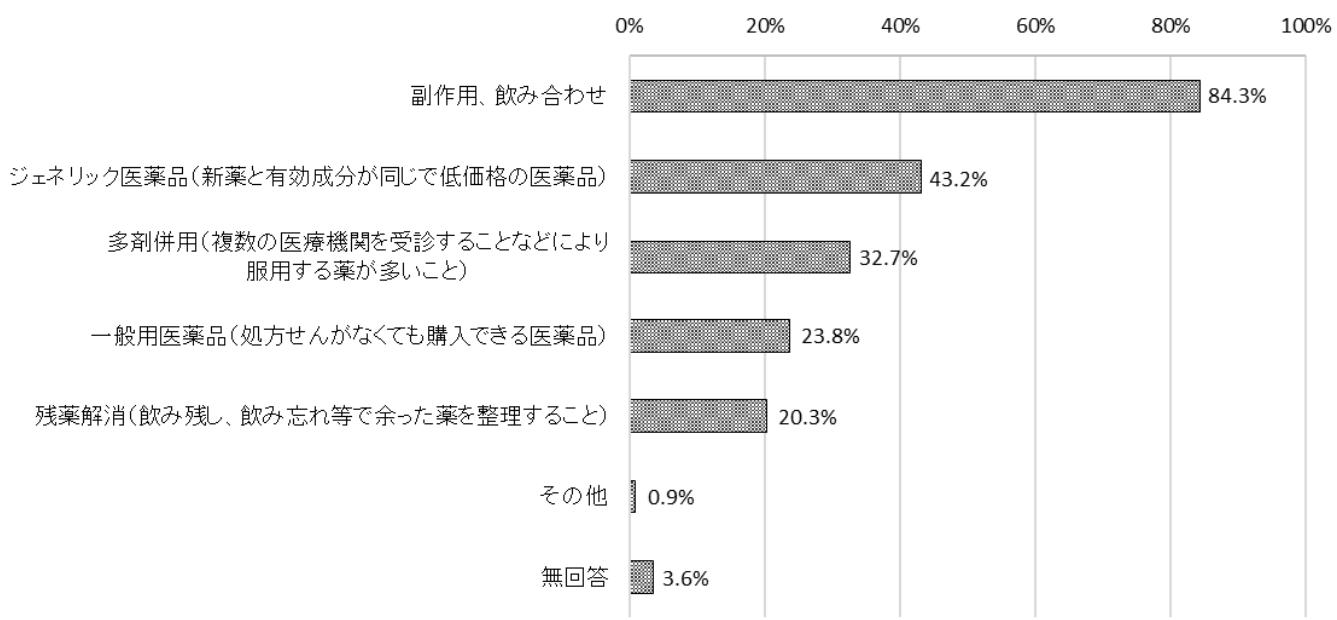
今後、薬局に期待することは、「薬について相談できる」が 58.7% で最も多く、次いで「いつでも電話相談等の問い合わせに応じてくれる」(27.1%)、「薬以外の健康、食品、生活などについて相談できる」(26.4%) となっている。

(3) 薬について相談したいこと

【問 25 で「1」と回答】

問 25-2 薬のどんなことをお聞きしたいですか。(3つ以内で□)

n=581



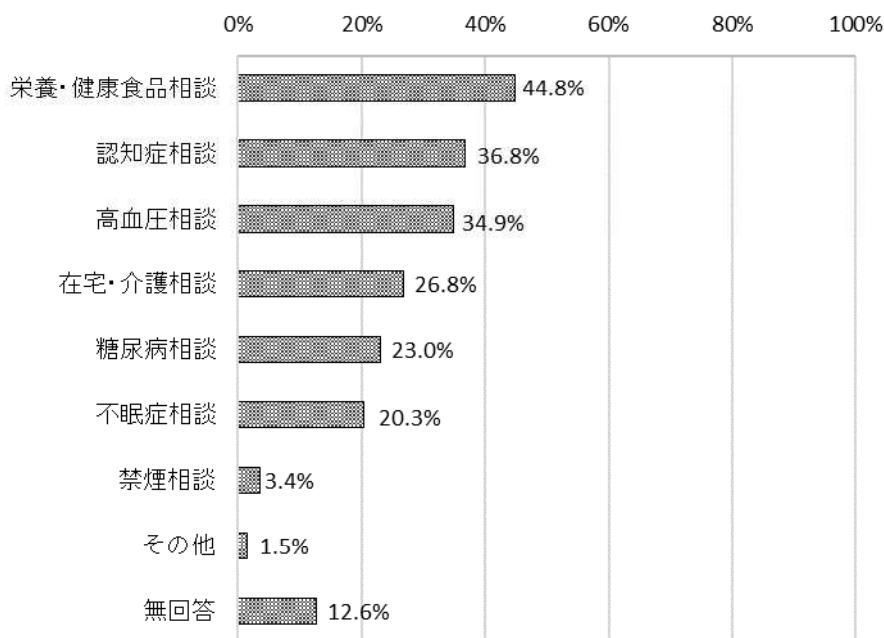
薬について相談したいことは、「副作用、飲み合わせ」が 84.3% で最も多く、次いで「ジェネリック医薬品（新薬と有効成分が同じで低価格の医薬品）」(43.2%)、「多剤併用（複数の医療機関を受診することなどにより服用する薬が多いこと）」(32.7%) となっている。

(4) 薬以外の健康、食品、生活などについて相談したいこと

【問 25 で「2」と回答】

問 25-3 薬以外の健康、食品、生活に関することで、今後、薬局にぜひ対応してもらいたい相談内容は何ですか。(3つ以内で□)

n=261



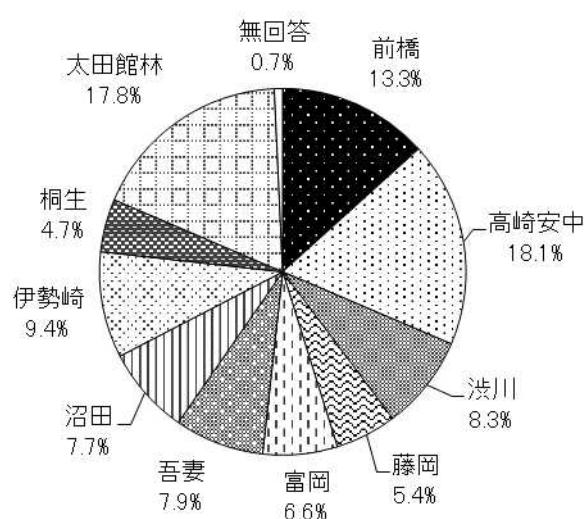
薬以外の健康、食品、生活などについて相談したいことは、「栄養・健康食品相談」が 44.8% で最も多く、次いで「認知症相談」(36.8%)、「高血圧相談」(34.9%) となっている。

III 調査結果（介護家族等に関する県民意識調査）

1 属性

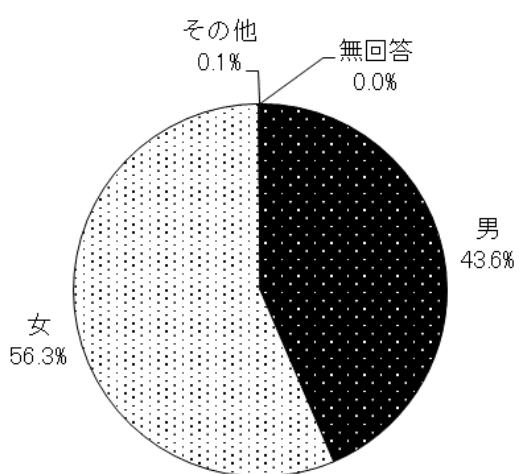
(1) 保健福祉圏域

n=684



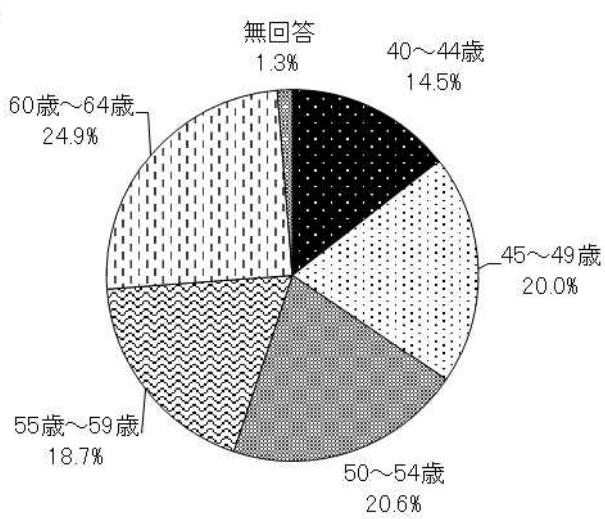
(2) 性別

n=684



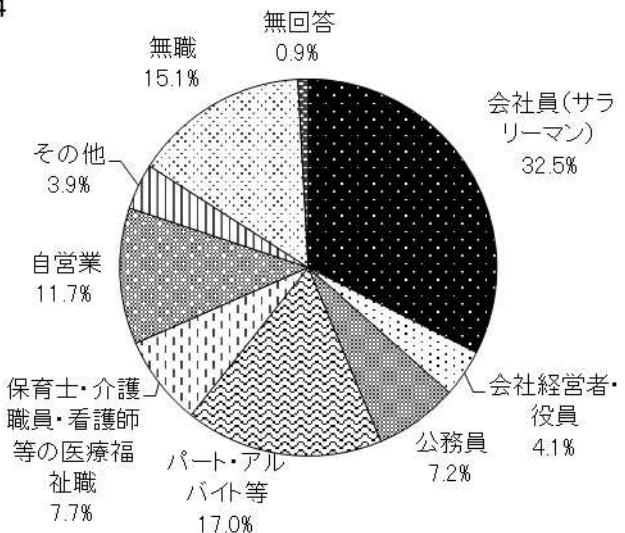
(3) 年齢

n=684



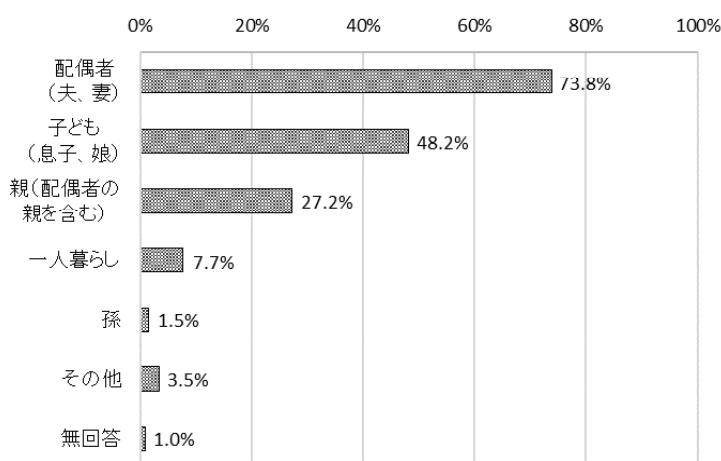
(4) 職業

n=684



(5) 同居している家族

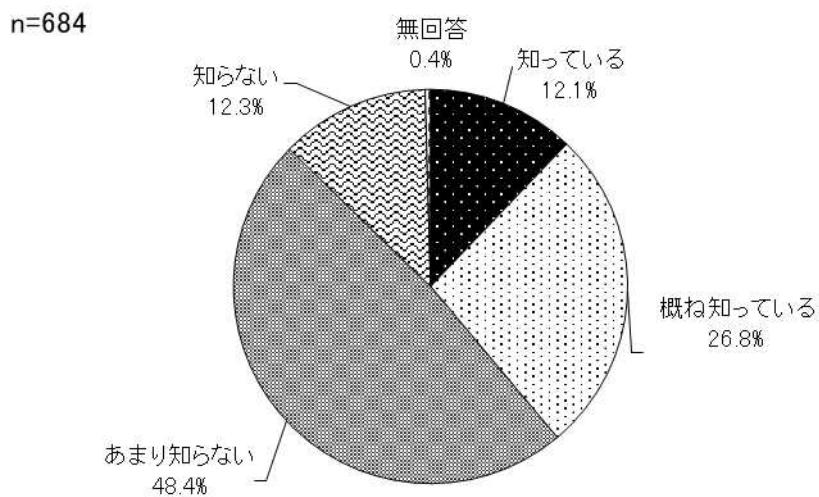
n=684



2 介護保険制度について

(1) 介護についての知識や介護保険の仕組みの認知度

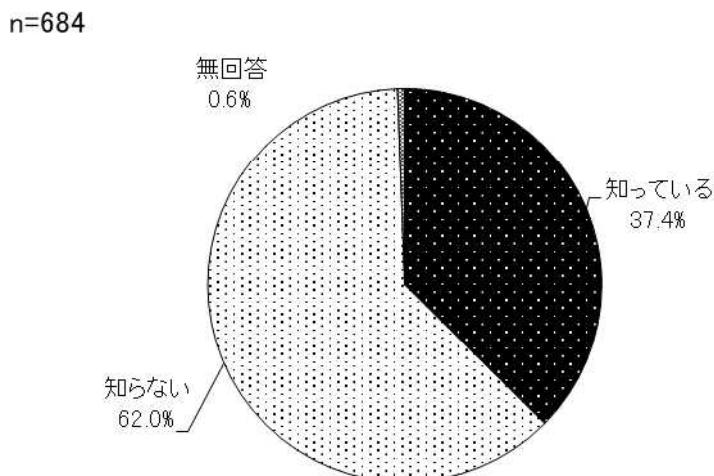
問6 介護についての知識や介護保険の仕組みを知っていますか。(1つだけに☑)



介護についての知識や介護保険の仕組みの認知度は、「知っている」(12.1%)、「概ね知っている」(26.8%)を合わせた＜知っている＞は38.9%となっている。一方、「あまり知らない」(48.4%)、「知らない」(12.3%)を合わせた＜知らない＞は60.7%となっている。

(5) 介護保険料について

問7 あなたの介護保険料（医療保険の介護分）が概ねいくらか知っていますか。(1つだけに☑)

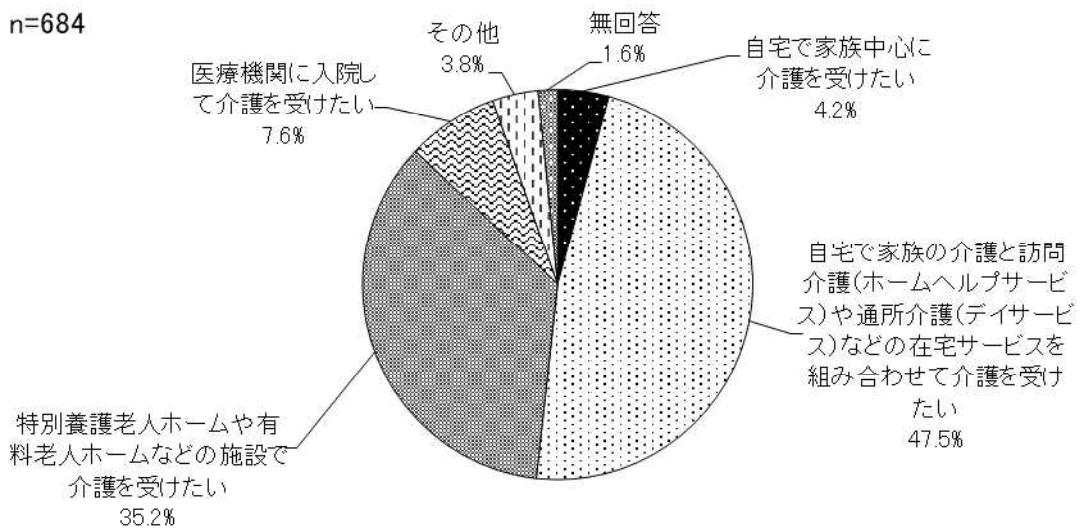


介護保険料について、自身の金額を「知っている」が37.4%、「知らない」が62.0%となっている。

3 介護や介護保険サービスの利用について

(1) 介護が必要となった場合の希望

問8 あなたが介護が必要となった場合、どのような介護を受けることを望みますか。(あなたの考えに最も近いもの1つだけに□)



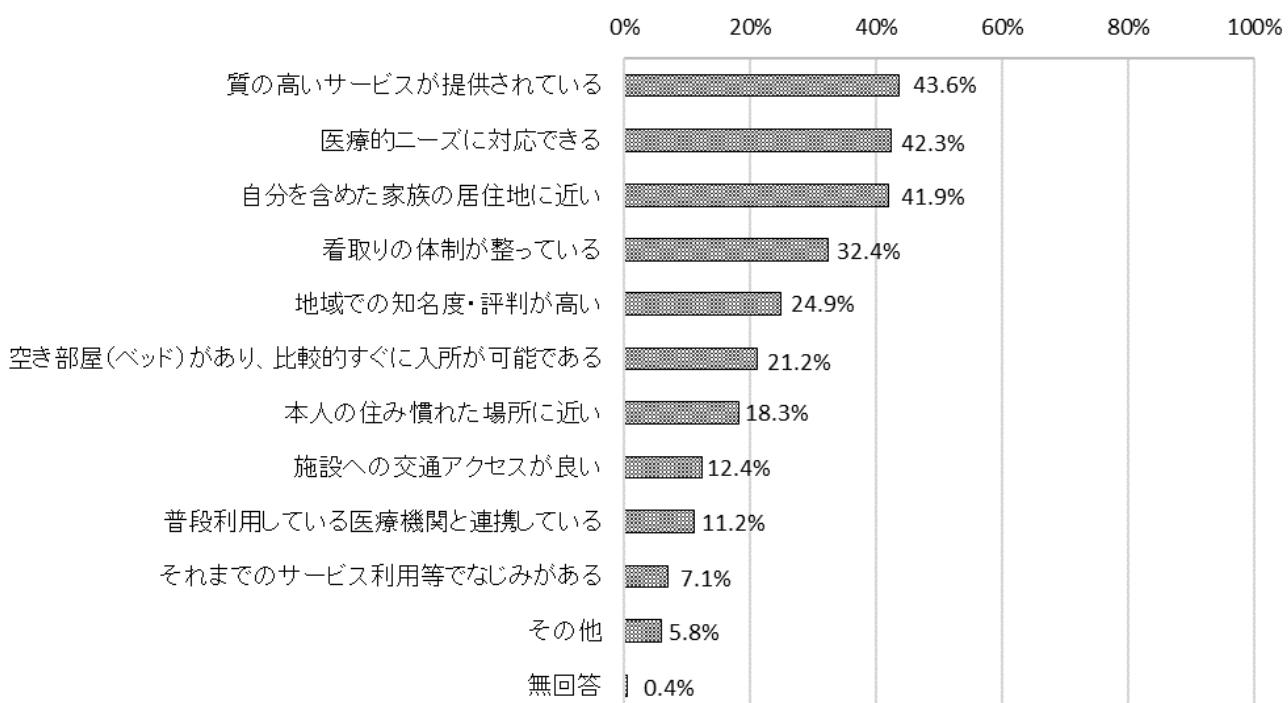
介護が必要となった場合の希望は、「自宅で家族の介護と訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などの在宅サービスを組み合わせて介護を受けたい」が 47.5% で最も多く、次いで「特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護を受けたい」（35.2%）、「医療機関に入院して介護を受けたい」（7.6%）となっている。

(2) 施設を選ぶ際の条件

【問8で「3」と回答】

問8-2 施設を選ぶ際に何を考慮するか選んでください。(3つ以内で☑)

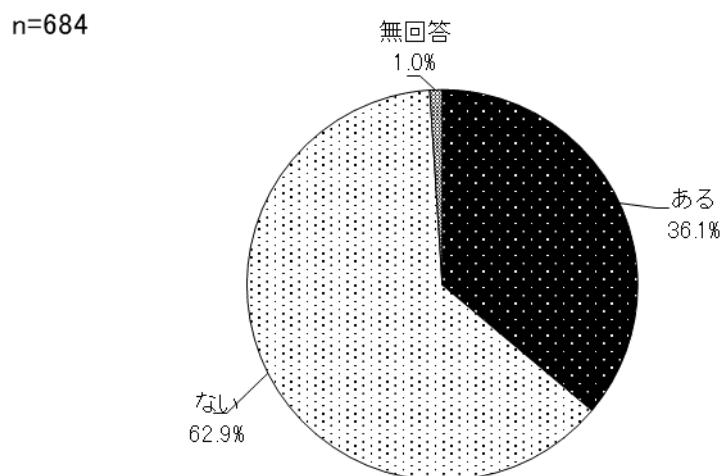
n=241



施設を選ぶ際の条件は、「質の高いサービスが提供されている」が43.6%で最も多く、次いで「医療的ニーズに対応できる」(42.3%)、「自分を含めた家族の居住地に近い」(41.9%)となっている。

(3) 親族の介護経験

問9 親族の介護をした経験はありますか。(1つだけに□)



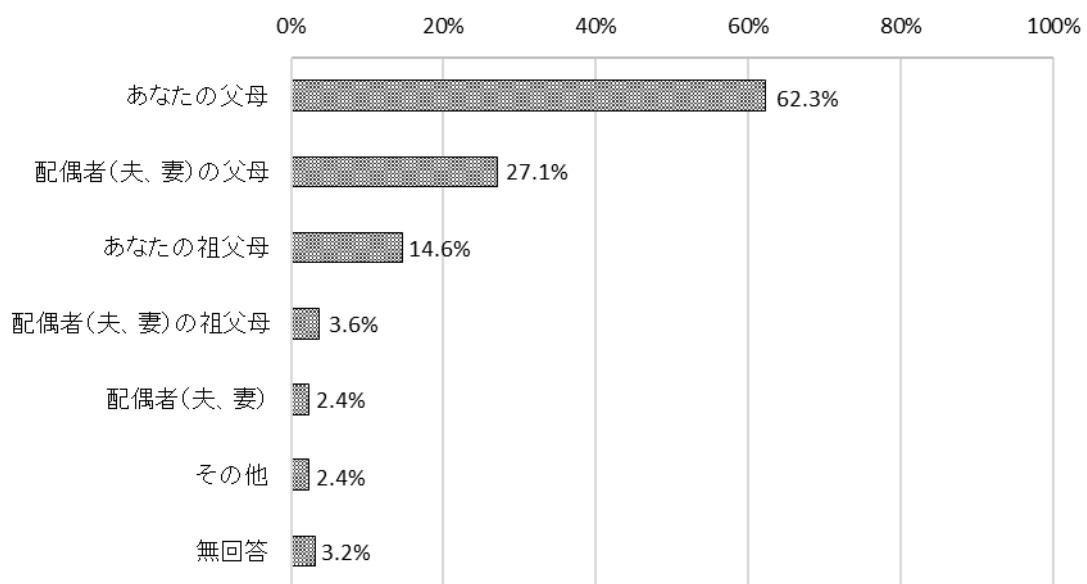
親族の介護経験は、「ある」が36.1%、「ない」が62.9%となっている。

(4) 介護の対象者との関係性

【問9で「1」と回答】

問10 その時の介護の対象者は誰ですか。(当てはまるもの全てに□)

n=247

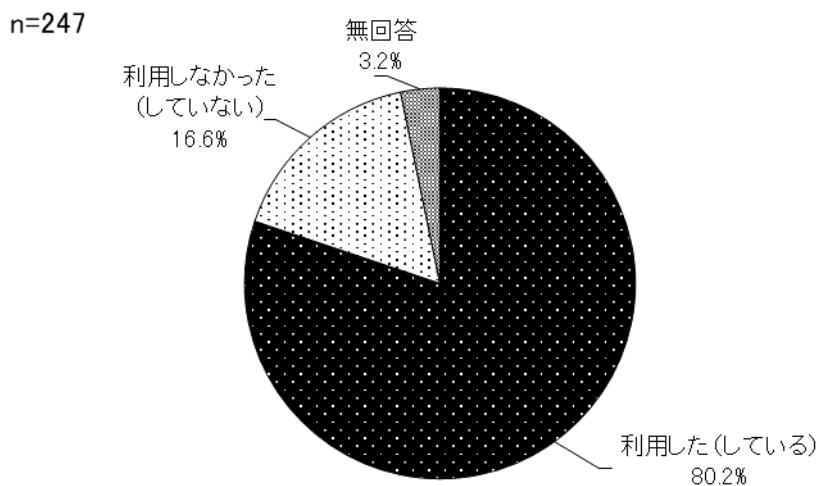


介護の対象者との関係性は、「あなたの父母」が62.3%で最も多く、次いで「配偶者（夫、妻）の父母」(27.1%)、「あなたの祖父母」(14.6%)となっている。

(5) 介護保険サービスの利用の有無

【問9で「1」と回答】

問11 介護をしている時、介護保険サービスを利用しましたか。(1つだけに□)

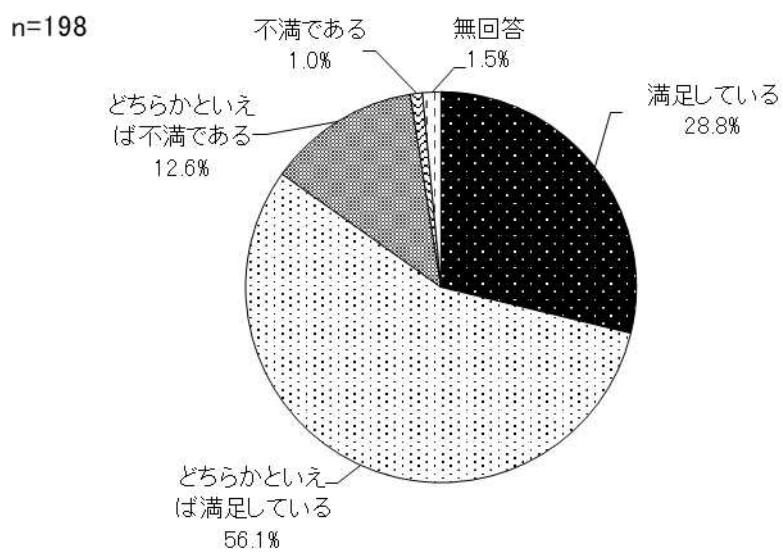


介護保険サービスの利用の有無は、「利用した（している）」が 80.2%、「利用しなかった（していない）」が 16.6% となっている。

(6) 利用サービスの満足度

【問11で「1」と回答】

問12 介護保険サービスを利用した場合、その満足度はいかがでしたか。(1つだけに□)



利用サービスの満足度は、「どちらかといえば満足している」が 56.1% で最も多く、「満足している」(28.8) と合わせた<満足>は 84.9% となっている。一方、「どちらかといえば不満である」(12.6%)、「不満である」(1.0%) を合わせた<不満>は 13.6% となっている。

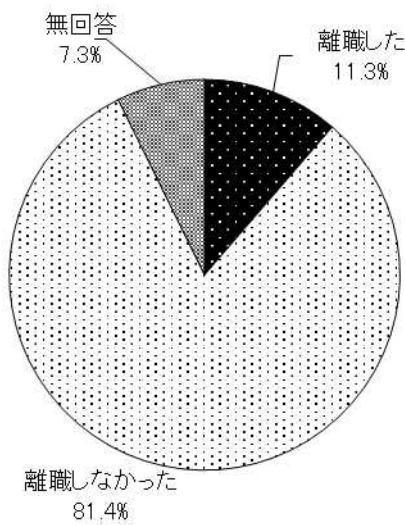
4 介護離職について

(1) 介護離職の経験の有無

【問9で「1」と回答】

問13 あなた又は配偶者が、介護のために離職をしましたか。（1つだけに☑）

n=247



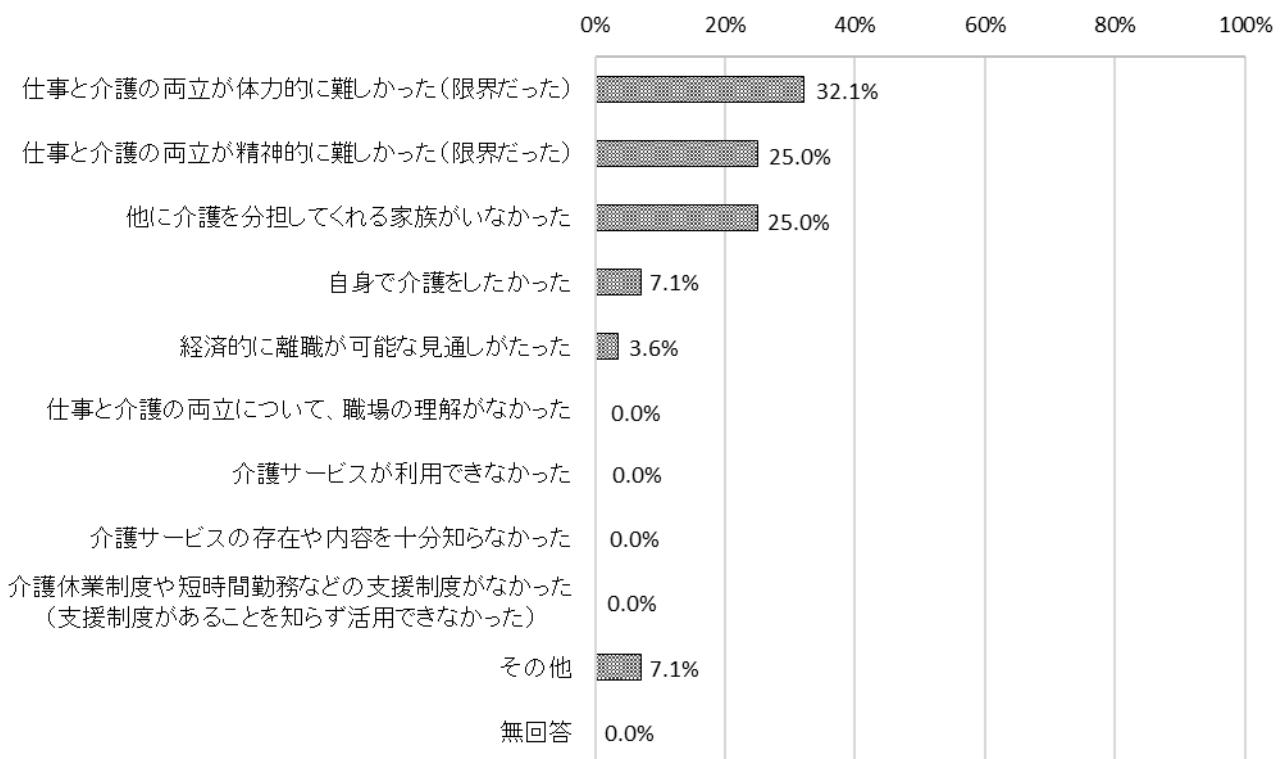
介護離職の経験は、「離職した」が 11.3%、「離職しなかった」が 81.4% となっている。

(2) 介護離職の理由について

【問13で「1」と回答】

問13-2 離職した理由を選んでください。(最も当てはまる1つだけに☑)

n=28



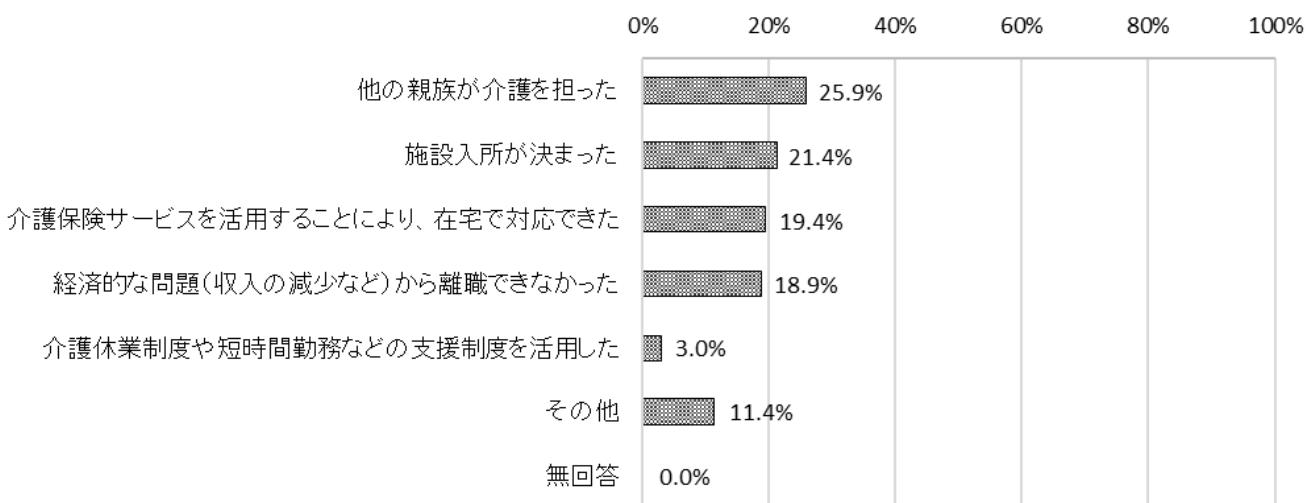
介護離職した理由は、「仕事と介護の両立が体力的に難しかった（限界だった）」が32.1%で最も多く、次いで「仕事と介護の両立が精神的に難しかった（限界だった）」（25.0%）及び「他に介護を分担してくれる家族がいなかった」（25.0%）となっている。

(3) 介護離職しなかった理由について

【問13で「2」と回答】

問13-3 離職しなかった理由を選んでください。(最も当てはまる1つだけに☑)

n=201



介護離職しなかった理由は、「他の親族が介護を担った」が 25.9% で最も多く、次いで「施設入所が決まった」(21.4%)、「介護保険サービスを活用することにより、在宅で対応できた」(19.4%) となっている。

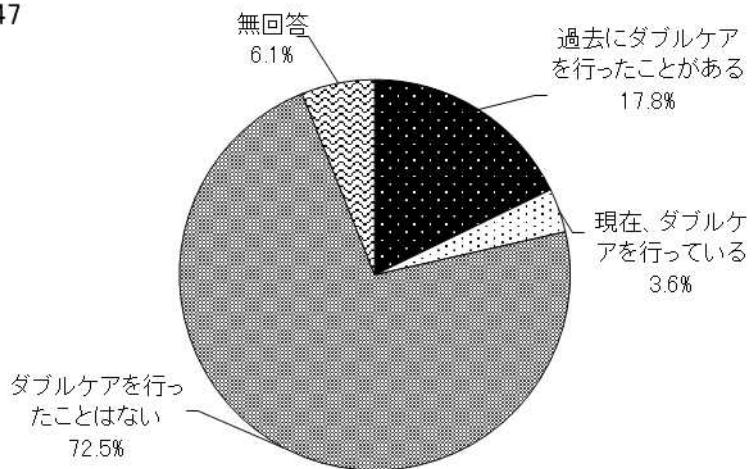
5 介護・育児の同時対応や子どもによる介護・育児について

(1) 介護と育児のダブルケアの経験について

【問9で「1」と回答】

問14 親族の介護と同時に、子どもの育児のダブルケアを行ったことがありますか。(1つだけに□)

n=247



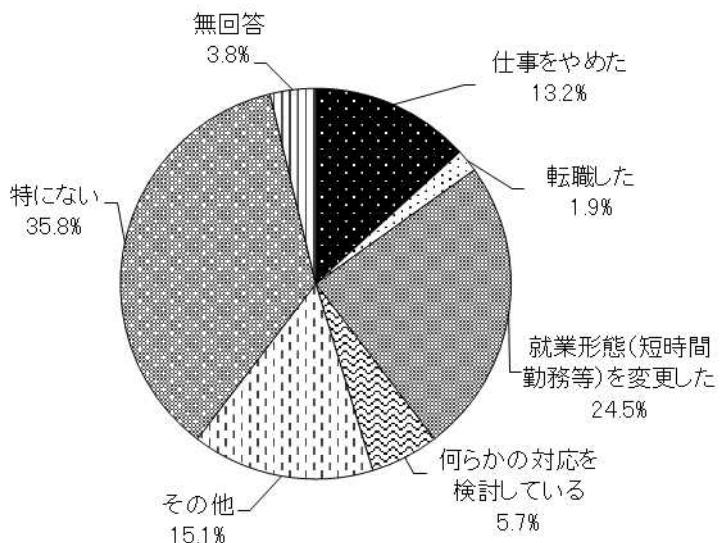
介護と育児のダブルケアの経験は、「過去にダブルケアを行ったことがある」が 17.8%、「現在、ダブルケアを行っている」が 3.6%、「ダブルケアを行ったことはない」が 72.5%となっている。

(2) ダブルケアによる就業への影響

【問14で「1」又は「2」と回答】

問14-2 ダブルケアを行ったことがある(行っている)ことによる就業への影響をお聞かせください。(1つだけに□)

n=53



ダブルケアによる就業への影響は、「就業形態(短時間勤務等)を変更した」が 24.5%で最も多く、次いで「仕事をやめた」(13.2%)、「何らかの対応を検討している」(5.7%) となっている。

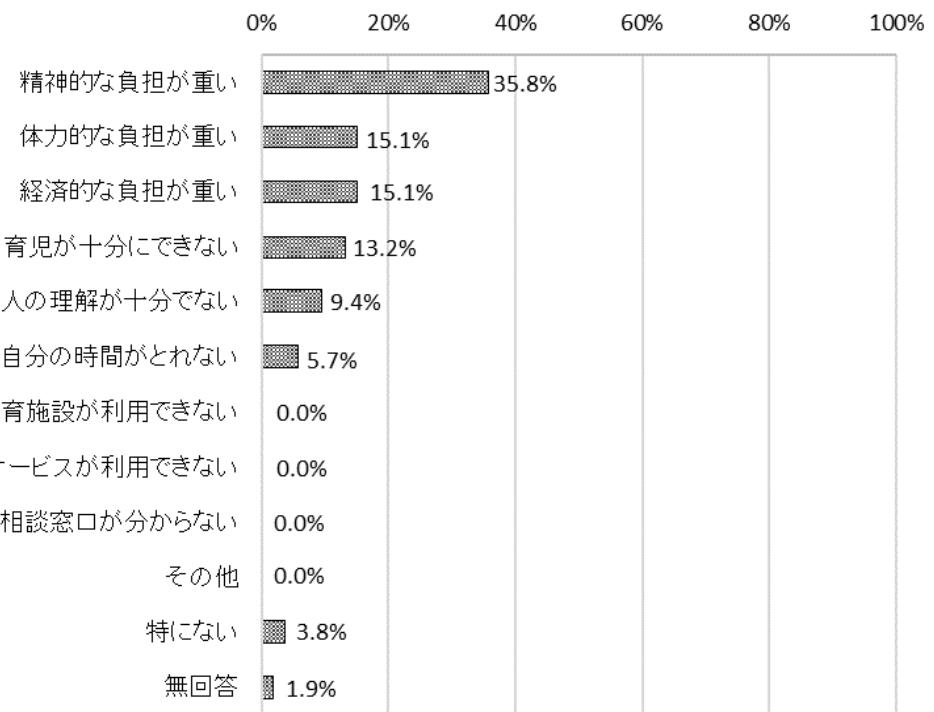
一方、「特がない」は 35.8% となっている。

(3) ダブルケアの負担感について

【問14で「1」又は「2」と回答】

問14-3 ダブルケアの負担感についてお聞かせください。(最も当てはまる1つだけに☑)

n=53



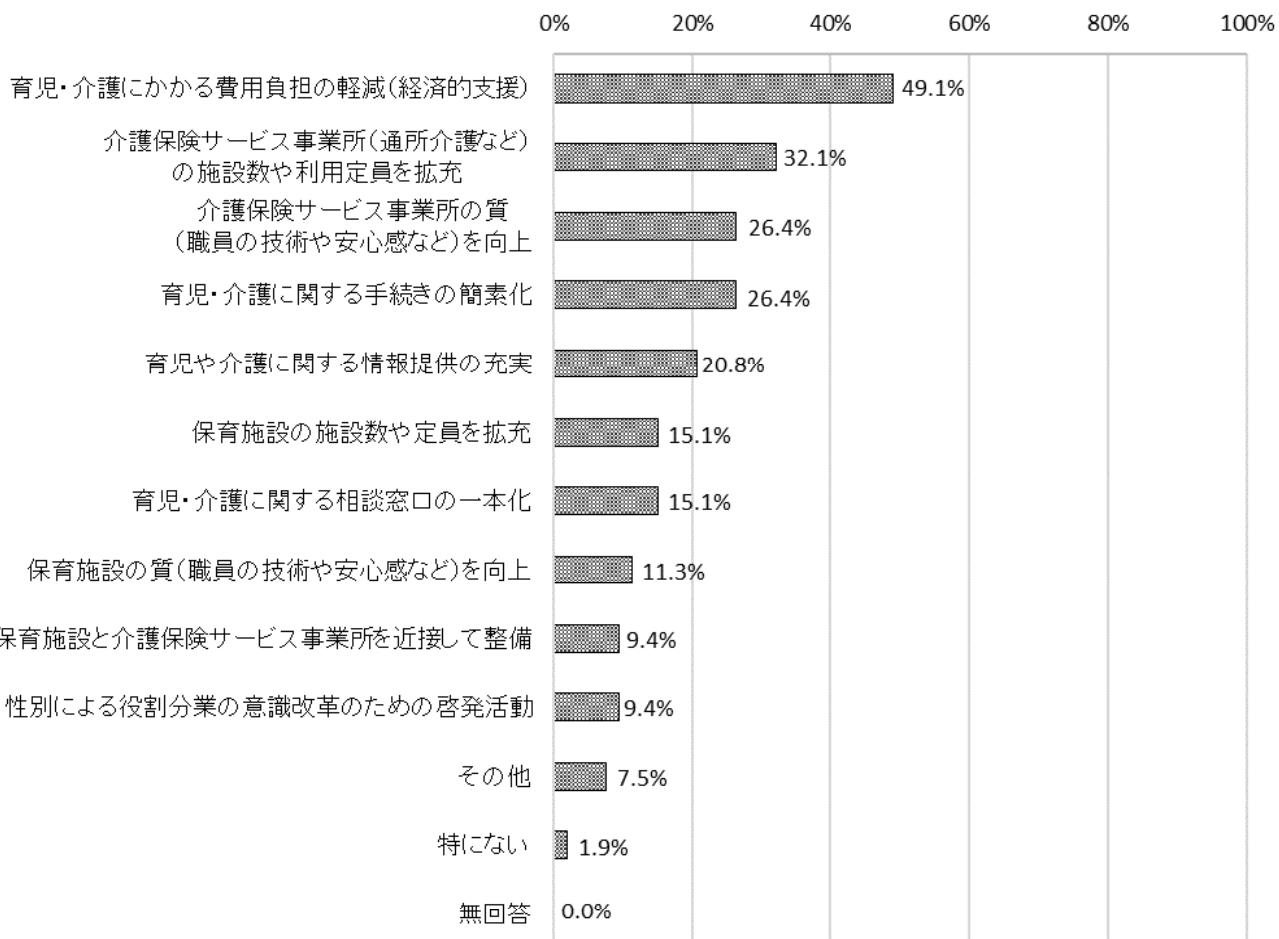
ダブルケアの負担感は、「精神的な負担が重い」が35.8%で最も多く、次いで「体力的な負担が重い」(15.1%)及び「経済的な負担が重い」(15.1%)、「親等の介護や子どもの育児が十分にできない」(13.2%)となっている。

(4) ダブルケアの課題に対して取り組むべき支援策

【問14で「1」又は「2」と回答】

問14-4 県・市町村が、ダブルケアの課題に対して取り組むべき支援策についてお聞かせください。
(3つ以内で□)

n=53



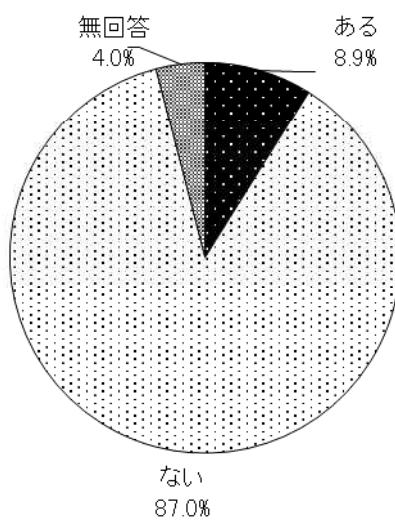
ダブルケアの課題に対して取り組むべき支援策は、「育児・介護にかかる費用負担の軽減（経済的支援）」が49.1%で最も多く、次いで「介護保険サービス事業所（通所介護など）の施設数や利用定員を拡充」(32.1%)、「介護保険サービス事業所の質（職員の技術や安心感など）を向上」(26.4%)及び「育児・介護に関する手続きの簡素化」(26.4%)となっている。

(5) 子どもに介護・育児を手伝ってもらった経験

【問9で「1」と回答】

問15 18歳未満の子どもに、高齢者の介護や障害・病気のある親族（祖父母・親・きょうだいなど）の介護・育児を手伝ってもらった経験がありますか。（1つだけに☑）

n=247



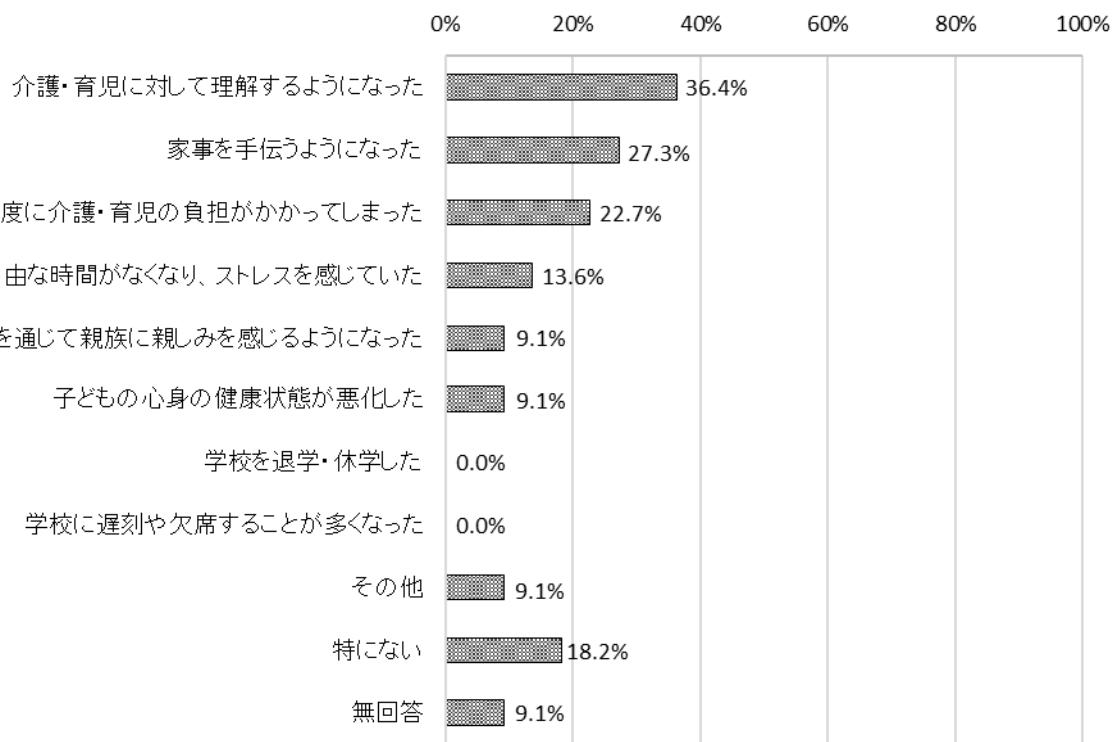
子どもに介護・育児を手伝ってもらった経験は、「ある」が8.9%、「ない」が87.0%となっている。

(6) 子どもの状態の変化について

【問15で「1」を回答】

問15-2 そのときの子どもの状態に変化はありましたか。(3つ以内で□)

n=22



介護・育児を手伝ってもらったときの子どもの状態の変化は、「介護・育児に対して理解するようになった」が36.4%で最も多く、次いで「家事を手伝うようになった」(27.3%)、「子どもに過度に介護・育児の負担がかかつってしまった」(22.7%)となっている。

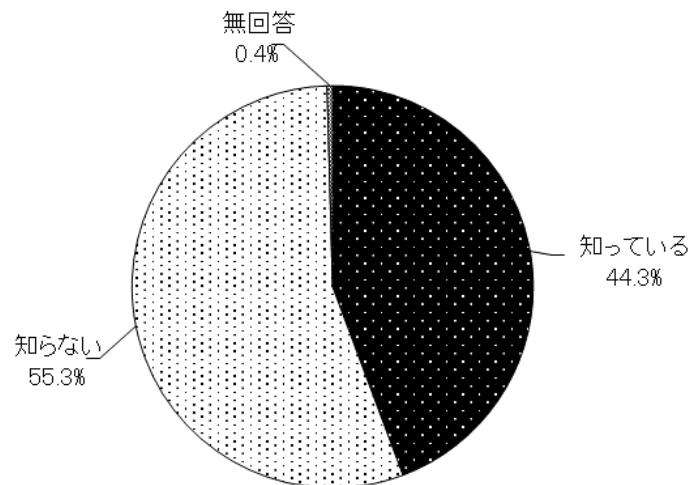
一方で、「特にない」は18.2%となっている。

6 地域包括支援センターについて

(1) 「地域包括支援センター」の認知度

問 16 あなたは「地域包括支援センター」を知っていますか。(1つだけに□)

n=684

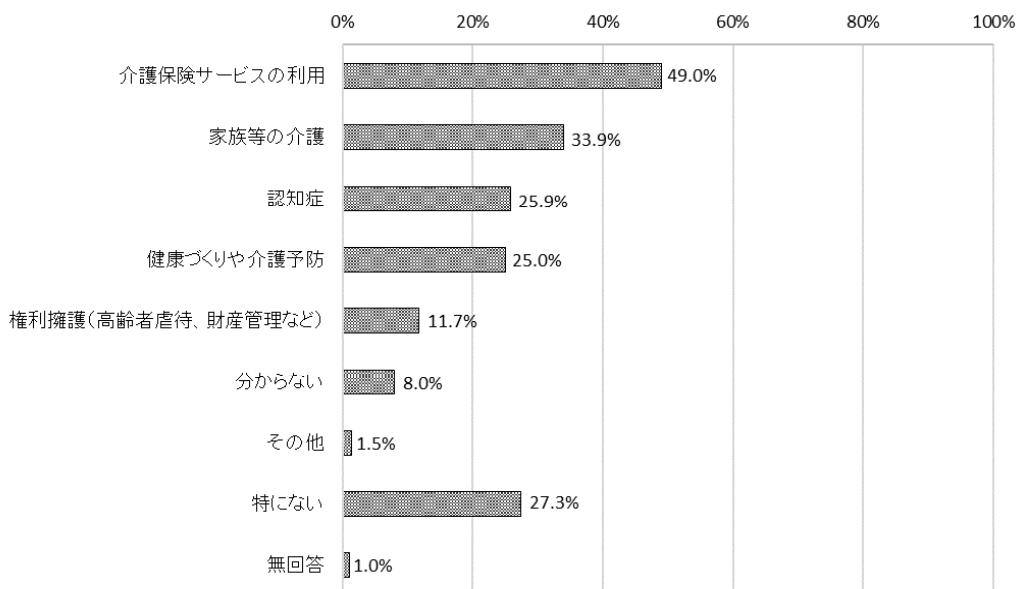


「地域包括支援センター」の認知度は、「知っている」が 44.3%、「知らない」が 55.3% となっている。

(2) 地域包括支援センターに相談したいことについて

問 17 地域包括支援センターでは、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、様々な相談に応える総合相談支援業務を行っています。あなた自身や家族のことなどで相談してみたいことがあれば、教えてください。(3つ以内で□)

n=684



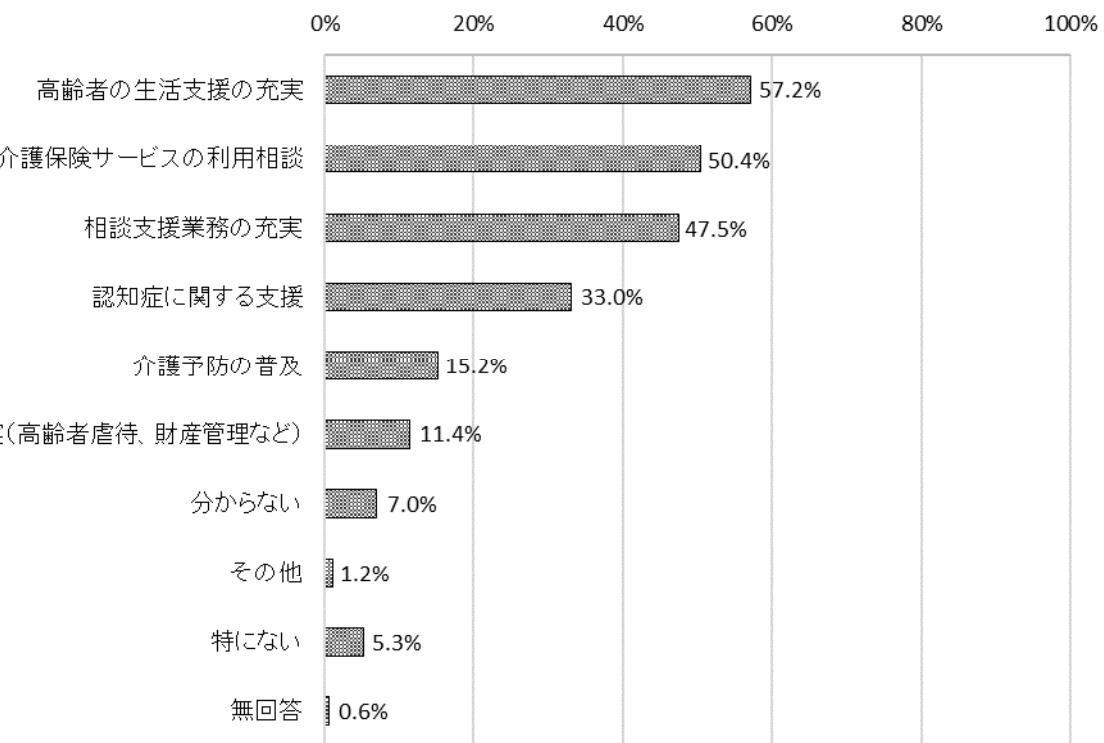
地域包括支援センターに相談したいことは、「介護保険サービスの利用」が 49.0% で最も多く、次いで、「家族等の介護」(33.9%)、「認知症」(25.9%) となっている。

一方、「特にない」は 27.3% となっている。

(3) 地域包括支援センターに期待すること

問18 地域包括支援センターにどのようなことを期待しますか。(3つ以内で□)

n=684



地域包括支援センターの期待することは、「高齢者の生活支援の充実」が 57.2% で最も多く、次いで「介護保険サービスの利用相談」(50.4%)、「相談支援業務の充実」(47.5%)、となっている。

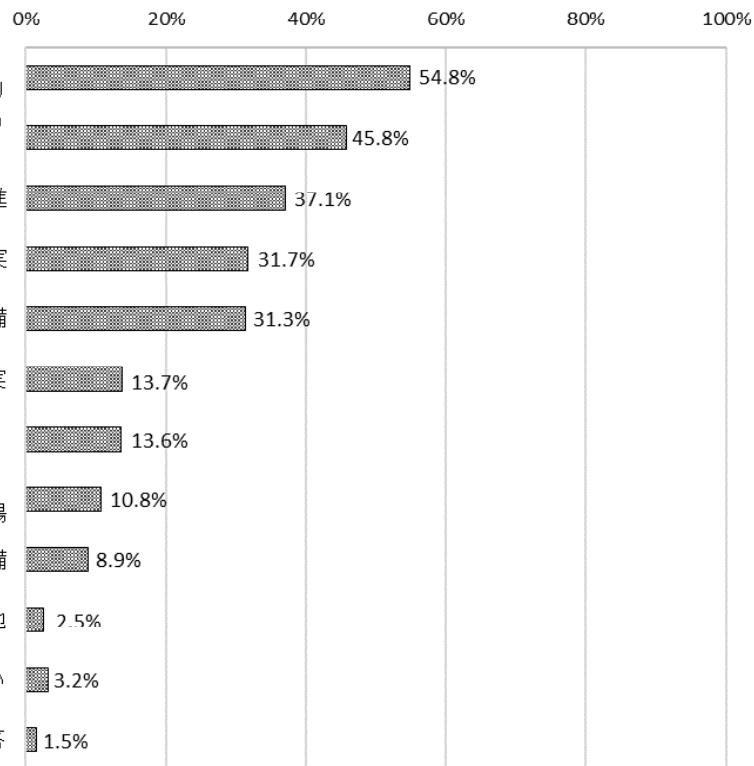
7 その他

(1) 県・市町村が取り組むべき介護への支援

問19 県や市町村が、介護について取り組むべき支援についてお聞かせください。

(3つ以内で□)

n=684



県・市町村が取り組むべき介護への支援は、「医療機関を退院後、スムーズに介護サービスを受けられる体制づくり」が 54.8% で最も多く、次いで「訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など在宅で介護を続けられるサービスの充実」（45.8%）、「特別養護老人ホームなどの施設の整備促進」（37.1%）となっている。

群馬県高齢介護施策推進協議会設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県高齢介護施策推進協議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 群馬県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を包括する群馬県高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直し並びに高齢介護施策全般の推進等にあたり、県民各界各層から幅広い意見を徴し、真に高齢者等のニーズに対応した高齢介護施策とするため、群馬県高齢介護施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる所属等の者をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 老人福祉法に基づく群馬県老人福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 介護保険法に基づく群馬県介護保険事業支援計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定及び見直しに必要な事項
- (4) 高齢介護施策全般の推進等に必要な事項

(会議)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

4 協議会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 協議会は、必要に応じて隨時開催するものとする。

(部会)

第7条 協議会のもとに、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、群馬県健康福祉部介護高齢課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行する。

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

(別表)

所属等
群馬県社会福祉協議会
群馬県長寿社会づくり財団
群馬県民生委員児童委員協議会
群馬県医師会
群馬県歯科医師会
群馬県看護協会
群馬県薬剤師会
群馬県老人福祉施設協議会
群馬県老人保健施設協会
群馬県地域密着型サービス連絡協議会
群馬県介護支援専門員協会
群馬県ホームヘルパー協議会
群馬県介護福祉士会
群馬県市長会
群馬県町村会
群馬県老人クラブ連合会
群馬県女性団体連絡協議会
日本労働組合総連合会群馬県連合会
認知症の人と家族の会群馬県支部
群馬NPO協議会
学識経験者

群馬県高齢介護施策推進協議会 委員名簿

(敬称略)

NO	分野	所 属	職	氏名	備考
1	福祉分野	群馬県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 知	
2		群馬県長寿社会づくり財団	理事長	片野 清明	会長
3		群馬県民生委員児童委員協議会	副会長	栗原 陽子	
4	医療分野	群馬県医師会	理事	服部 徳昭	副会長
5		群馬県歯科医師会	常務理事	佐野 公永	
6		群馬県看護協会	会長	神山 智子	
7		群馬県薬剤師会	副会長	原 文子	
8	事業者等	群馬県老人福祉施設協議会	会長	古谷 忠之	
9		群馬県老人保健施設協会	顧問	駒井 和子	
10		群馬県地域密着型サービス連絡協議会	会長	三俣 和哉	
11		群馬県介護支援専門員協会	副会長	中西 有美子	
12		群馬県ホームヘルパー協議会	会長	篠田 幸子	
13		群馬県介護福祉士会	常任理事	柁澤 奈英	
14	保険者	群馬県市長会	太田市健康医療部長	大澤 美和子	
15		群馬県町村会	甘楽町福祉課長	五十里 比登志	
16	被保険者	群馬県老人クラブ連合会	副理事長	山本 節子	
17		群馬県女性団体連絡協議会	会長	田尻 洋子	
18		日本労働組合総連合会群馬県連合会	副事務局長	磯田 孝友	
19		認知症の人と家族の会群馬県支部	副代表	島村 まつ代	
20	ボランティア	群馬NPO協議会	理事	福山 芳彦	
21	学識経験者	群馬大学	名誉教授	山口 晴保	
22		群馬県立県民健康科学大学看護学部	教授	高井 ゆかり	

任期：令和8年(2026)3月31日まで

群馬県高齢者保健福祉計画

群馬県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画

群馬県健康福祉部介護高齢課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL027-226-2576(ダイヤルイン)